

第 2 次 長島町地域福祉計画

地域福祉計画
再犯防止推進計画
自殺対策計画

計画素案

令和 7 年 1 月

鹿児島県長島町

※本書における表記の取り扱いについて

（１）「障害者」を「障がい者」と表記します。

何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。

（例：障がい者等、障がい福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど）

（２）法令等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、団体、施設名等の名称を除き、「障害」を「障がい」と表記します。

（例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど）

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	8
4 地域福祉とは	9
5 地域共生社会とは	10
6 地域福祉計画とSDGs	11
第2章 地域福祉を取り巻く状況	12
1 人口減少と高齢化・少子化の進行	12
2 核家族化と高齢単身世帯の増加	14
3 支援が必要な人の状況	15
4 地域福祉を支える人材等の状況	19
5 アンケート調査（抜粋）	21
6 地域社会が抱える課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 施策の基本方向	31
第2部 地域福祉計画	33
第1章 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり	35
1 高齢者・障がい者・子育て等に対する支援	35
2 生活困窮者への支援	38
3 権利擁護の推進	39
4 福祉サービスの質の向上	41
5 福祉のまちづくりの推進	42
6 孤独・孤立に対する支援	43
7 その他の支援	45
第2章 地域福祉を支える担い手づくり	48
1 福祉人材等の確保・育成と資質向上	48
2 地域住民等の福祉活動への参加促進	50
第3章 誰一人取り残さない支援体制づくり	52
1 包括的な支援体制の構築	52
2 社会福祉協議会等との連携	54
第3部 再犯防止推進計画	55
第1章 計画の策定にあたって	57
1 計画策定の趣旨	57

2 計画の位置付け.....	57
3 計画期間.....	57
4 計画の対象者.....	57
第2章 再犯防止を取り巻く状況.....	58
1 鹿児島県内における刑法犯認知件数.....	58
2 鹿児島県内の市町村別犯罪率の比較（令和5年）.....	58
3 長島町の犯罪率の推移.....	59
4 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率.....	59
第3章 計画の基本方針及び施策の展開.....	60
1 計画の基本方針.....	60
2 施策の展開.....	60
第4章 計画の推進.....	62
第4部 自殺対策計画.....	63
第1章 計画の策定にあたって.....	65
1 計画策定の趣旨.....	65
2 計画の位置付け.....	65
3 計画期間.....	65
第2章 施策の展開.....	66
1 施策の方向性.....	66
2 具体的な施策.....	67
第3章 自殺対策計画の数値目標.....	70
資料編.....	71
長島町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	73
長島町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	74
用語解説.....	75

第一部 総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの力も低下しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあることから、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。

こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、平成29年及び令和2年に社会福祉法の改正を行ったところです。

長島町（以降「本町」という。）においては、このような状況を踏まえ、平成31年3月に、平成31年（2019年）度から令和6年（2024年）度までを計画期間とする第1次長島町地域福祉計画・自殺対策計画を策定し、地域共生社会の実現に向け、取組を推進してきました。

計画期間が満了を迎えるにあたり、近年の地域福祉を取り巻く状況や国の動向等を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目指すために、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第2次長島町地域福祉計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

この計画は、再犯の防止などの推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」の内容を内包し、一体的に策定しました。

① 社会福祉法

法第 106 条の 3 第 1 項で定める包括的な支援体制の整備を促進する観点から、平成 29 年の改正社会福祉法では、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

国においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置付けられていますが、本町においては、各福祉分野の最上位計画として位置付けています。

令和 2 年の改正社会福祉法では、第 106 条の 3 の努力義務に基づき、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第 107 条第 1 項第 5 号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、地域福祉計画を策定する全ての市町村が計画の中に盛り込むよう求めています。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。現在の日本では、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

地域福祉計画と再犯防止推進法は、共に地域住民の安全・安心を確保するために地域社会全体で取り組むことを目指しており、相互に関連しながら推進していきます。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取組について、防犯に関する取組と合わせ、地域福祉計画に盛り込むこととします。

再犯の防止等の推進に関する法律の抜粋

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

③ 自殺対策基本法

それまで個人の問題と捉えられがちだった自殺が、社会全体の問題として認識されるようになったことから、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され国を挙げて自殺対策を推進する体制が整えられました。また、平成 28 年の法改正では自殺対策をより効果的に推進するため、全ての都道府県及び市町村が、地域の実情に合わせた自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

地域住民に自殺に関する正しい知識と理解を深めてもらい、自殺予防活動への参加を促すとともに自殺対策を効果的・効率的に推進するため、関連計画や各分野の取組との調和に配慮し、施策の推進を図るため、地域福祉計画に盛り込むこととします。

自殺対策基本法の抜粋

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

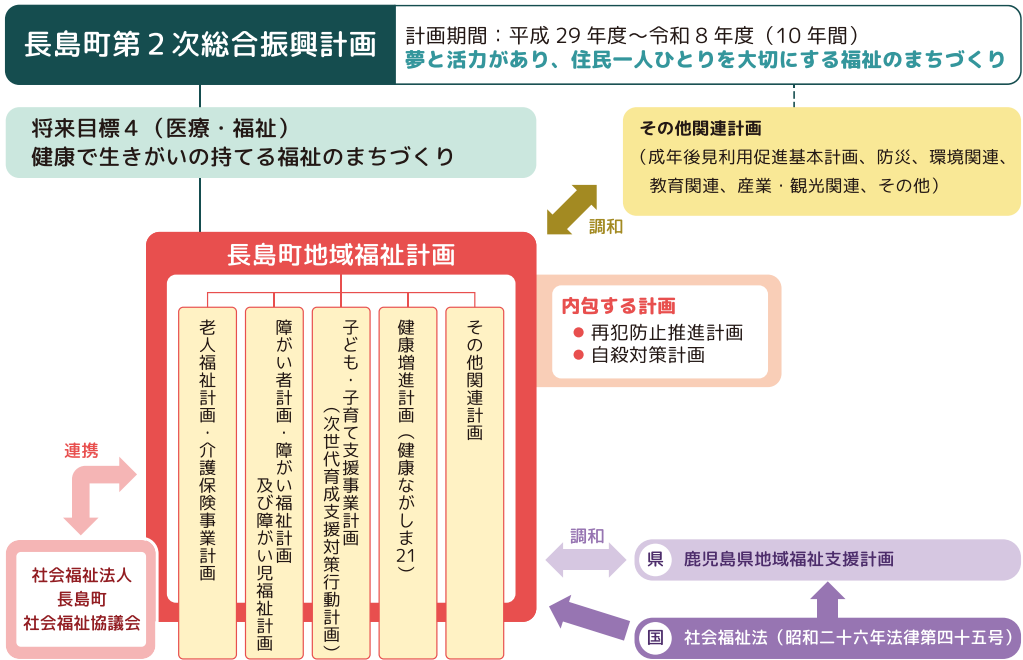
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 上位計画及び関連計画との関係

本町の最上位計画である「長島町第2次総合振興計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等について整合性を図ります。

本計画は、「老人福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画の上位計画として、共通して取り組むべき事項や個別計画では対応していない事項等について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。なお、この計画は、地域福祉推進の方向性等を示すこととしており、各分野の施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。

図表 1: 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画に掲げた支援方針に基づき実施された施策について、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、施策の実施状況や国の施策動向など状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2: 計画の期間

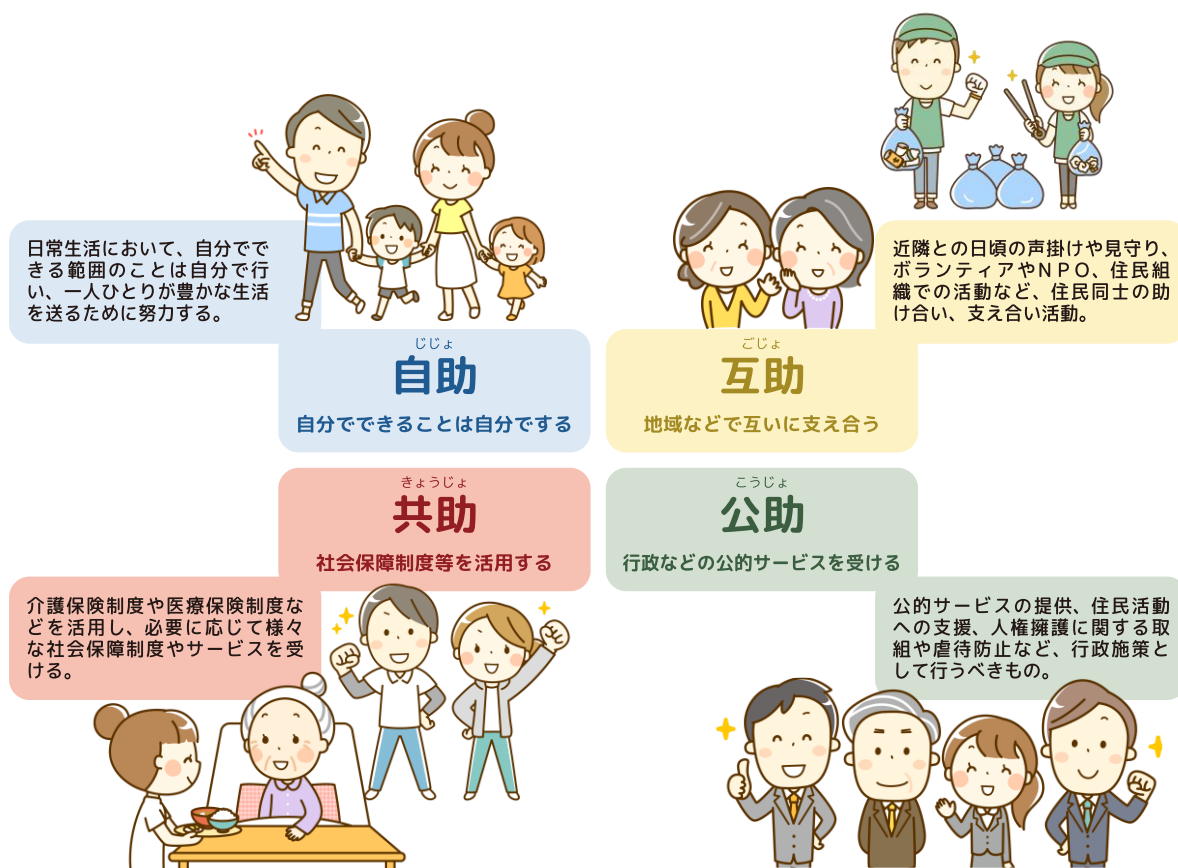
令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
長島町第2次総合振興計画					次期計画				
第1次長島町地域福祉計画			第2次長島町地域福祉計画 (令和7年度～令和11年度)					次期計画	
		見直し					見直し		
前期計画	鹿児島県地域福祉支援計画						次期計画		

4 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱えている生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい環境づくりを進めていこうとする取組のことです。

そのためには、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度や医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）といった、重層的な取組も必要です。

図表 3: 自助・互助・共助・公助の考え方



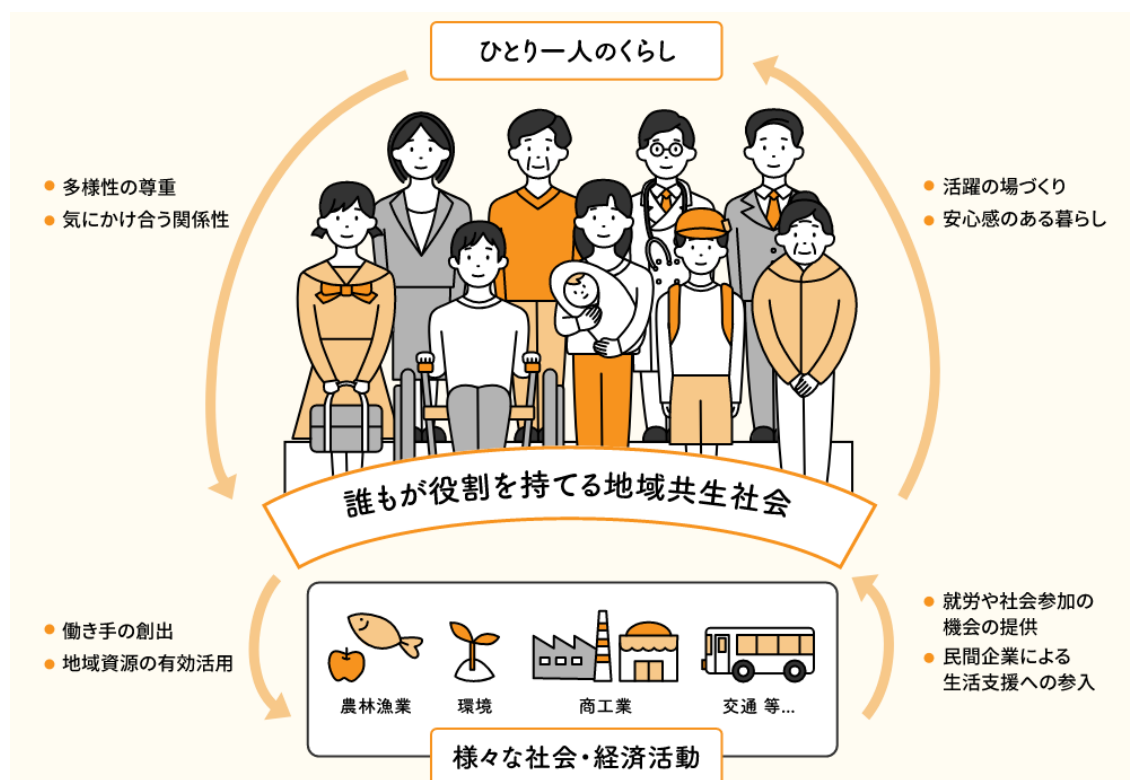
5 地域共生社会とは

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

他の人々が抱える生活上の課題を容易に解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。

図表 4: 地域共生社会のイメージ



[出典]厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」地域共生社会とは

6 地域福祉計画と SDGs

SDGs は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき国際目標です。貧困や飢餓、気候変動など、世界が抱える様々な課題に対し、17 の開発目標が設定されています。これらの目標は相互に関連しており、全体として達成することで持続可能でより良い世界を実現しようとするものです。

また SDGs の理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国においても積極的に取り組んでいます。

SDGs の理念は、地域共生社会の実現とも関係することから、本計画においても、SDGs の視点を持ち地域福祉を推進していきます。

図表 5:17の持続可能な開発目標



第2章 地域福祉を取り巻く状況

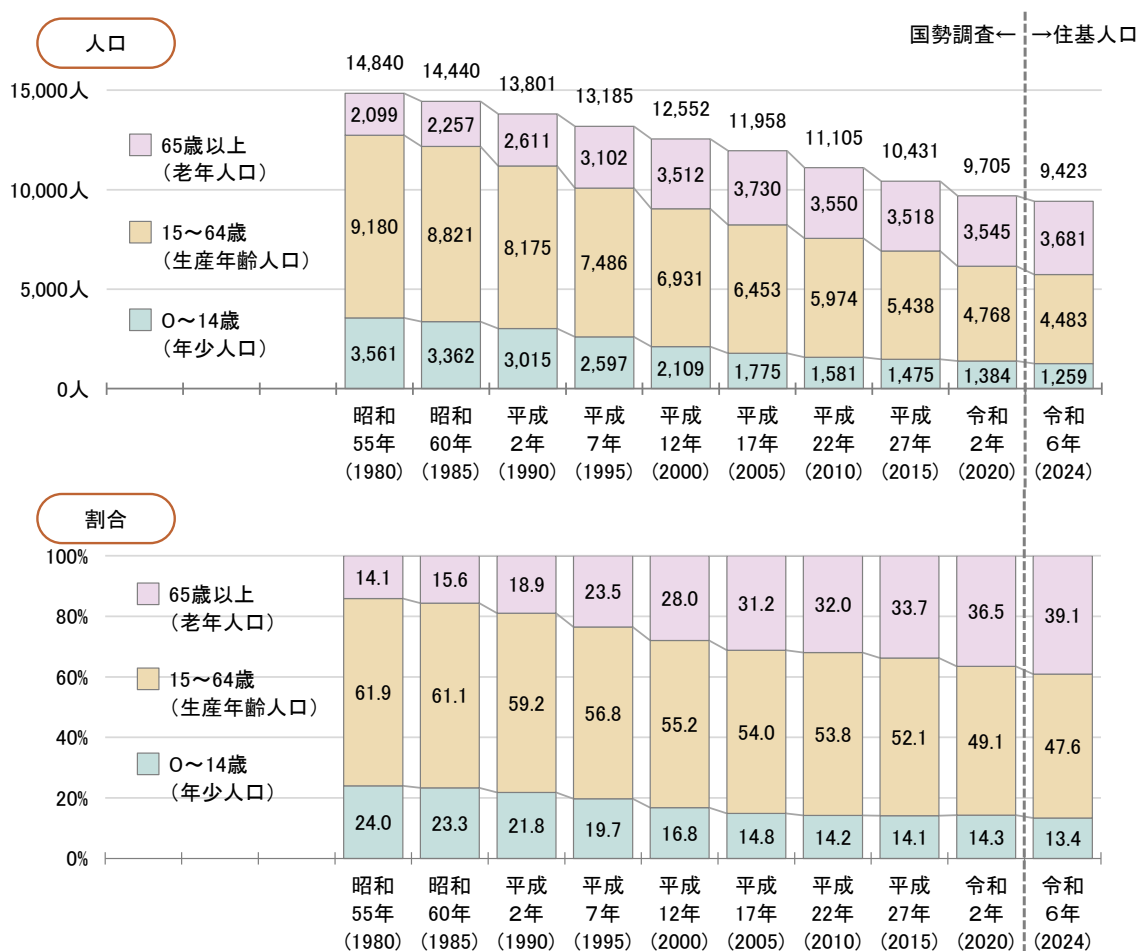
1 人口減少と高齢化・少子化の進行

(1) 人口推移

本町の人口は減少を続けており、令和6年10月1日現在で9,423人、高齢化率は39.1%となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、14歳以下の年少人口は横ばい傾向、15歳から64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

図表 6: 人口推移

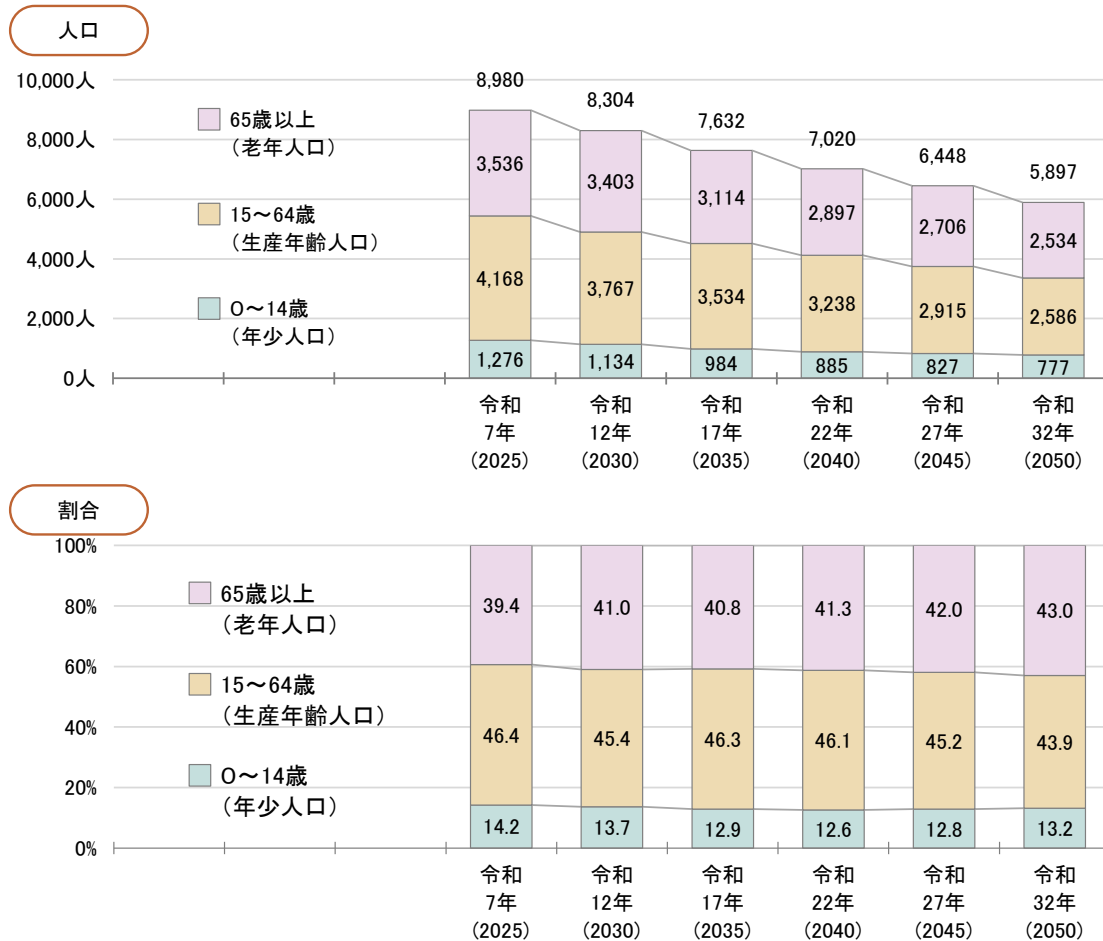


[出典] 国勢調査(昭和55年～令和2年)、住民基本台帳(令和6年)
(各年10月1日現在)

(2) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の総人口は今後 25 年間で約 30%減少するなど、少子高齢化が急速に進むと考えられます。令和 32 年には総人口が 6,000 人を下回り、高齢化率は 43%に達するとの予測が示されています。

図表 7: 人口推計



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所
日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

(3) 出生数等の推移

出生数は減少傾向にあり令和 4 年度は 75 人でした。人口千人当たり出生数(出生率)は 8.1 人、1 人の女性が生涯に産む子どもの数(合計特殊出生率)は 2.11 となっており、全国及び鹿児島県に比べ高い水準を維持しています。

図表 8: 出生数等の推移

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
出生数	長島町	99	83	77	73	75
	長島町	9.9	8.4	8.0	7.7	8.1
出生率 (人口千対: ‰)	鹿児島県	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8
	全国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	長島町	2.22	2.56	2.16	2.30	2.11
	鹿児島県	1.70	1.63	1.63	1.65	1.62
	全国	1.42	1.36	1.34	1.30	1.33

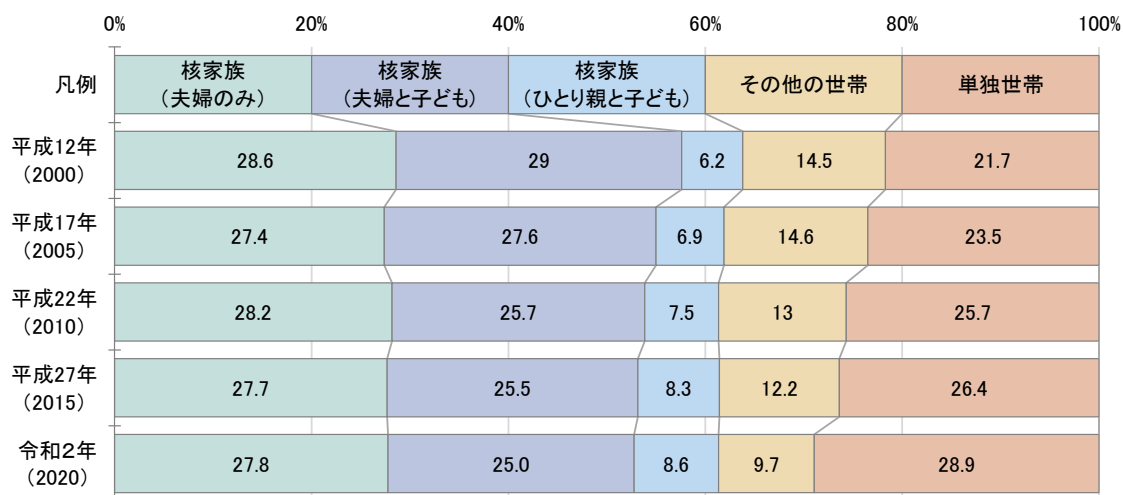
[出典] 人口動態統計、町民保健課調べ

2 核家族化と高齢単身世帯の増加

(1) 核家族化の状況

核家族（ひとり親を含む）及び単独世帯が近年増加しており、特に単独世帯（世帯員が1人だけの世帯）の増加が目立ちます。平成12年と比較して単独世帯は7.2ポイント増加しています。

図表 9: 核家族化の状況



[出典] 国勢調査

(2) 世帯構成の推移

令和2年の一般世帯数は3,972世帯で、平成27年と比較して157世帯(3.8%)減少しました。また、65歳以上の高齢の親族がいる世帯は2,288世帯であり、一般世帯の57.6%を占めています。

図表 10: 世帯構成の推移

区分		高齢親族 のいない 世帯	高齢親族のいる世帯						一般世帯
			高齢単身世帯	高年齢夫婦世帯		高年齢夫婦 世帯	その他		
				男性	女性				
平成12年	世帯数	2,122	2,378	634	128	506	799	945	4,500
	割合	47.2	52.8	14.1	20.2	79.8	17.8	21.0	100.0
平成17年	世帯数	2,015	2,417	639	139	500	807	971	4,432
	割合	45.5	54.5	14.4	21.8	78.2	18.2	21.9	100.0
平成22年	世帯数	1,944	2,352	721	159	562	735	896	4,296
	割合	45.3	54.7	16.8	22.1	77.9	17.1	20.9	100.0
平成27年 (a)	世帯数	1,840	2,289	686	181	505	714	889	4,129
	割合	44.6	55.4	16.6	26.4	73.6	17.3	21.5	100.0
令和2年 (b)	世帯数	1,684	2,288	738	241	497	759	791	3,972
	割合	42.4	57.6	18.6	32.7	67.3	19.1	19.9	100.0
(b)－(a)	世帯数	▲ 156	▲ 1	52	60	▲ 8	45	▲ 98	▲ 157
	割合	▲ 2.2	2.2	2.0	6.3	▲ 6.3	1.8	▲ 1.6	—

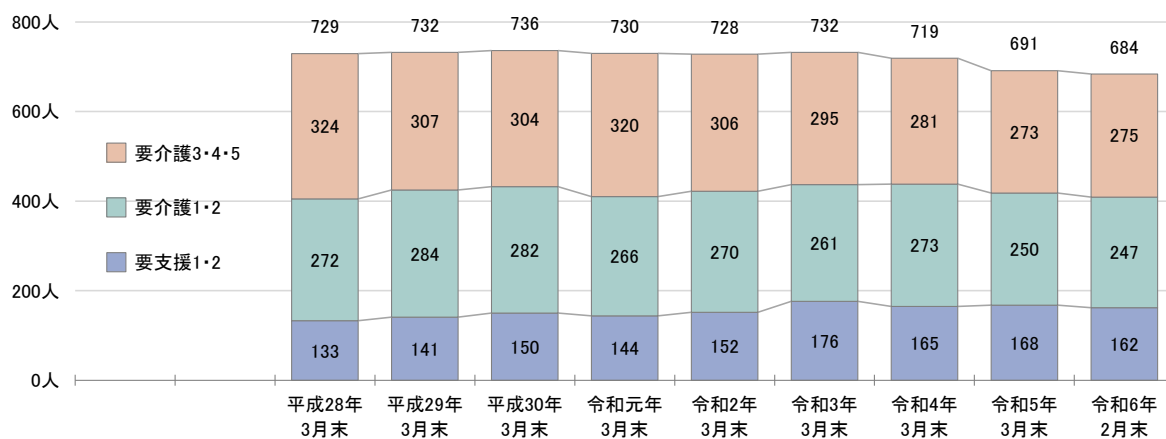
[出典] 国勢調査

3 支援が必要な人の状況

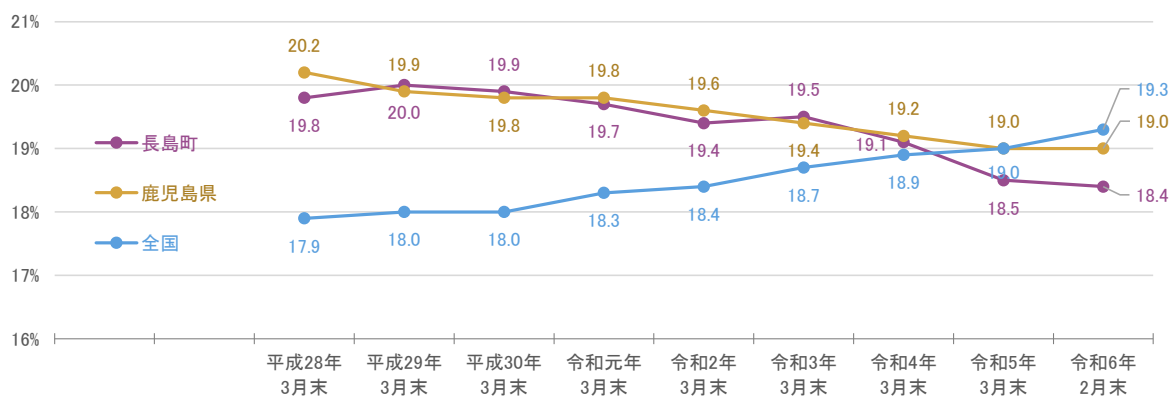
(1) 要介護（要支援）認定者

要介護認定者数はゆるやかに減少しており、令和6年2月末時点で684人、認定率は18.4%となっています。全国及び鹿児島県よりも低い水準で推移しています。

図表 11: 要介護（要支援）認定者数の推移



図表 12: 要介護（要支援）認定率の推移

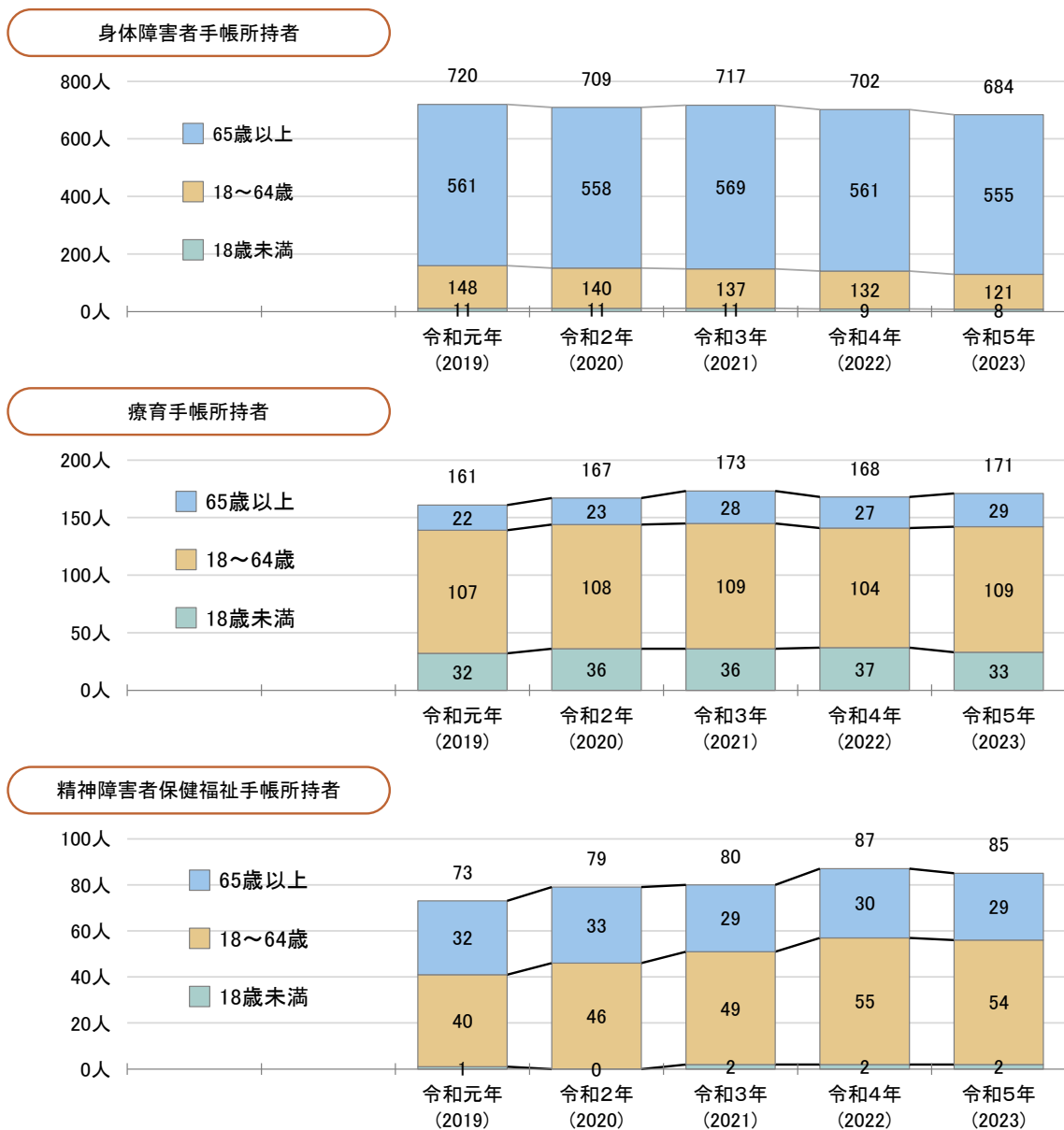


[出典]地域包括ケア「見える化」システム

(2) 障がいのある人

障害者手帳の交付状況をみると、身体障害者手帳の交付件数は緩やかに減少している一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付件数は増加傾向にあります。

図表 13: 各種手帳所持者数の推移



[出典]福祉事務所

(3) ひとり親世帯

母子世帯数は年々増加しており、父子世帯数は平成 22 年をピークに減少傾向にあります。令和 2 年の国勢調査結果によると、一般世帯数に占める割合は、母子世帯が 7.0%、父子世帯が 1.6%となっています。

図表 14:ひとり親世帯の推移

年次	母子世帯		父子世帯		(参考) 一般世帯 世帯数
	世帯数	一般世帯に 占める割合	世帯数	一般世帯に 占める割合	
平成7年(1995)	206	4.6	48	1.1	4,487
平成12年(2000)	230	5.1	50	1.1	4,522
平成17年(2005)	238	5.4	69	1.6	4,368
平成22年(2010)	242	5.6	79	1.8	4,296
平成27年(2015)	265	6.4	77	1.9	4,129
令和2年(2020)	279	7.0	62	1.6	3,972

[出典]国勢調査

(4) 生活に困窮している人

① 生活困窮者自立支援制度における相談支援状況

令和 4 年度の自立生活のためのプラン（本人の目指す姿や本人が取り組むことや支援内容などについてまとめたもの）策定の十万人当たりの月平均件数は、全国平均及び県平均を下回っています。

図表 15:生活困窮者自立支援制度における相談支援状況

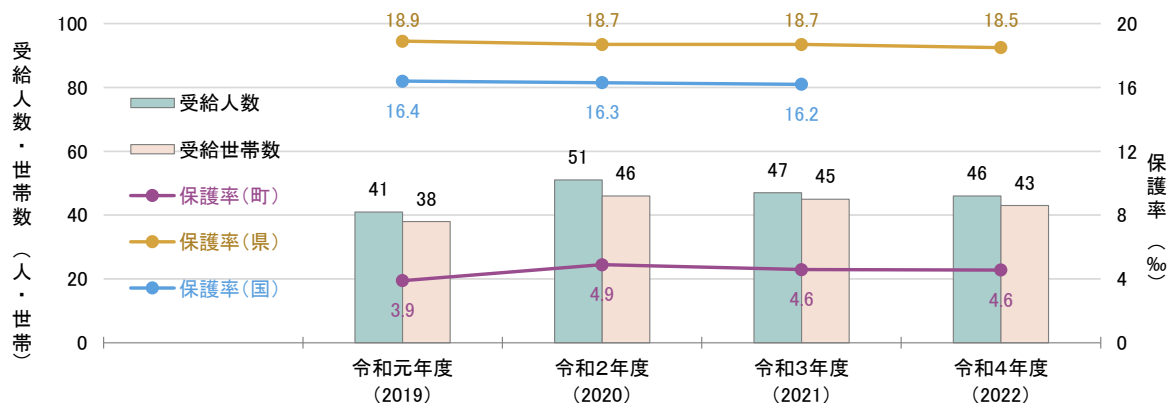
	令和3年度			令和4年度		
	長島町	鹿児島県	全国	長島町	鹿児島県	全国
新規相談受付件数	8.0	45.2	36.6	9.0	19.9	23.2
プラン作成件数	0.0	6.0	9.7	0.0	3.9	6.6

[出典]鹿児島県地域福祉支援計画、福祉事務所調べ ※人口十万対

② 生活保護受給世帯数等

生活保護を受給している人数や世帯数は令和 2 年以降減少傾向にあります。人口千人当たりの保護率については、全国及び鹿児島県よりも低い水準で推移しています。

図表 16:生活保護受給世帯数等の推移



[出典]鹿児島県地域福祉支援計画、福祉事務所調べ ※人口千対

(5) 虐待

虐待に関する相談・通報・通告は、家庭内における高齢者虐待及び児童虐待について発生しています。令和5年度をみると、高齢者虐待は1件中1件の虐待判断、児童虐待は7件中6件の認定が行われています。

図表 17: 虐待の状況

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者虐待(家庭内虐待)	相談・通報件数	2	1	2	1	1
	虐待判断件数	0	1	2	1	1
高齢者虐待(施設内虐待)	相談・通報件数	0	0	0	0	0
	虐待判断件数	0	0	0	0	0
障害者虐待	通報・届出件数	0	0	0	0	0
	認定件数	0	0	0	0	0
児童虐待	通告件数	6	4	10	5	7
	認定件数	4	4	0	0	6

[出典]福祉事務所

(6) 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症、知的障がい、精神障がい等に対し、家庭裁判所に申立て・審判を経て後見人等が権限を行使して生活を支援するための成年後見制度の申立件数は、令和4年度以降0件となっています。

図表 18: 成年後見制度申立件数の推移

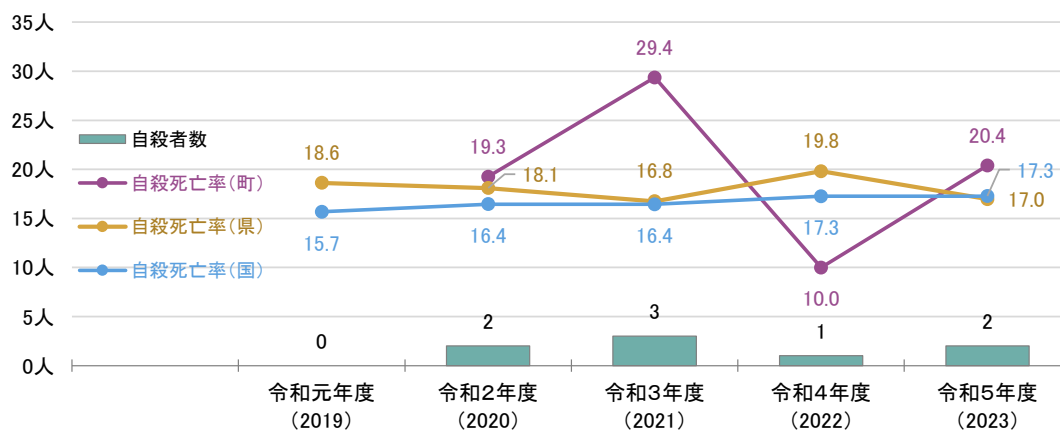
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
申立件数	0	0	1	0	0

[出典]福祉事務所

(7) 自殺者

本町の自殺者は3人以下で推移しています。

図表 19: 自殺者の推移



[出典]厚生労働省「自殺の統計」 ※自殺日・住居地

4 地域福祉を支える人材等の状況

(1) NPO法人

令和6年10月現在、本町に主たる事務所をおいて活動を行っているNPO法人は5団体となっています。

図表 20: 本町に所在地を有するNPO法人一覧

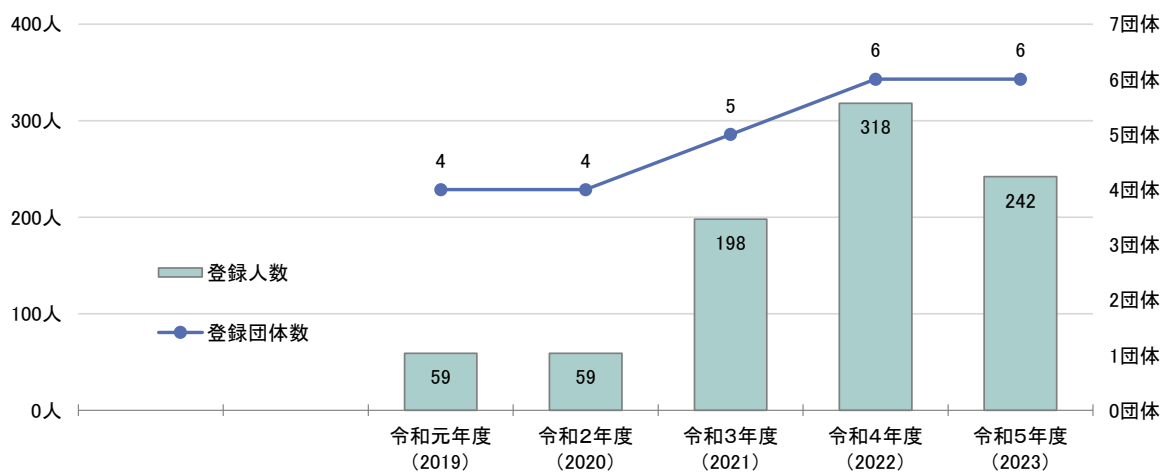
No.	法人名称	活動分野	認証日
1	ひよこ会	災害救援／国際協力	H15.03.27
2	長島福祉作業所ぼんぽこ村	保健・医療・福祉／まちづくり／環境の保全／子どもの健全育成／職業能力・雇用機会	H19.08.01
3	ながしま元気かい	まちづくり／環境の保全	H21.05.28
4	あたたかい cocoro 長島	社会教育／まちづくり／子どもの健全育成	H25.12.20
5	ながしま地域活性化推進機構	保健・医療・福祉／社会教育／まちづくり／観光／農山漁村・中山間地域／子どもの健全育成／経済活動の活性化／職業能力・雇用機会／連絡・助言・援助	R03.10.16

[出典]内閣府 NPO 法人ポータルサイト(掲載は設立順)

(2) ボランティア

令和5年度のボランティア登録者数は242人、登録団体数は6団体となっています。

図表 21: ボランティア登録人数・登録団体数の推移

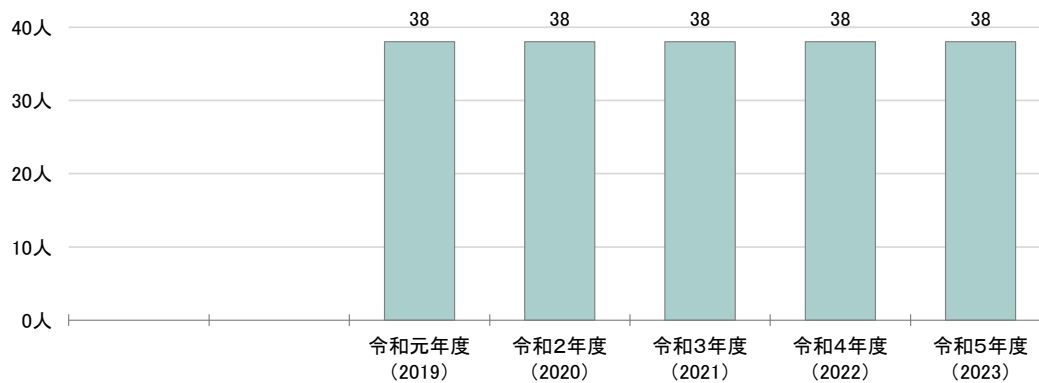


[出典]長島町社会福祉協議会

(3) 民生委員・児童委員

本町の民生委員・児童委員は 38 名で推移しています。

図表 22: 民生委員・児童委員数の推移

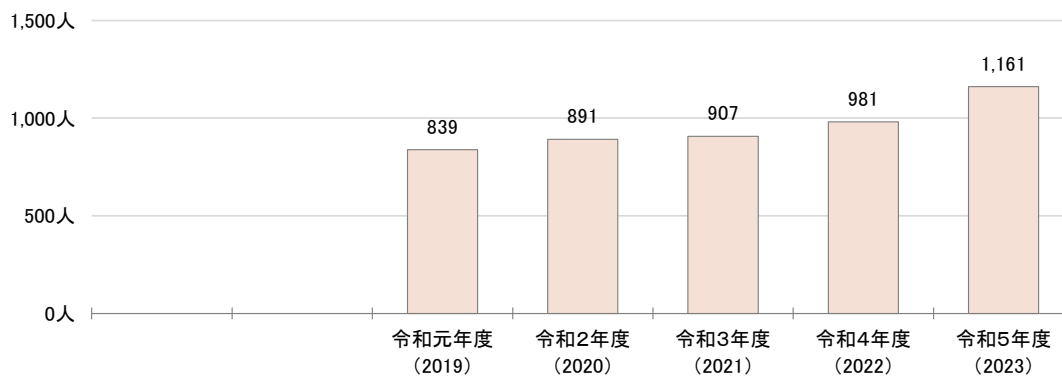


[出典]福祉事務所

(4) 認知症サポーター養成数

認知症サポーター養成数(累計)は増加傾向にあり、令和5年には 1,161 人となっています。

図表 23: 認知症サポーター養成数の推移



[出典]地域包括支援センター

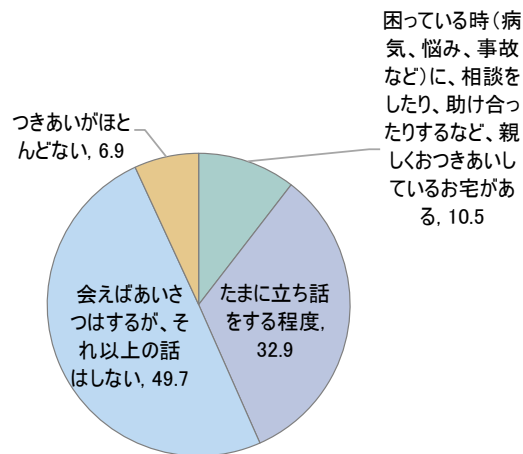
5 アンケート調査（抜粋）

（１）地域との関わりについて

① 近所づきあいの程度

「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」とする割合が49.7%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が32.9%、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」が10.5%となっています。

図表 24: 近所づきあいの程度

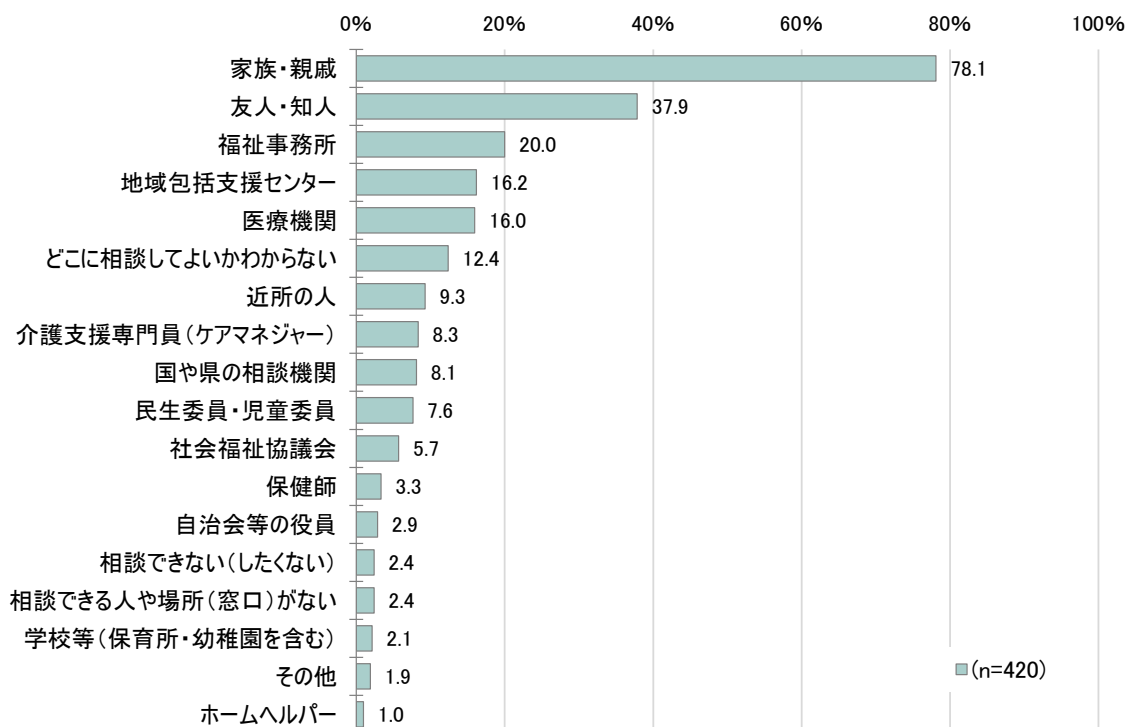


(n=392)

② 生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先

「家族・親戚」とする割合が78.1%で最も高く、次いで「友人・知人」が37.9%、「福祉事務所」が20.0%となっています。

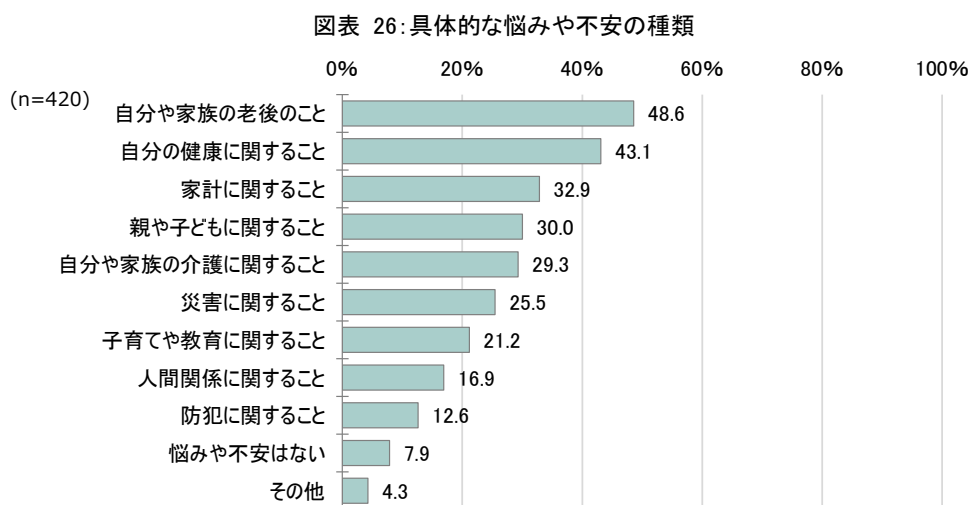
図表 25: 生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先



■ (n=420)

③ 具体的な悩みや不安の種類

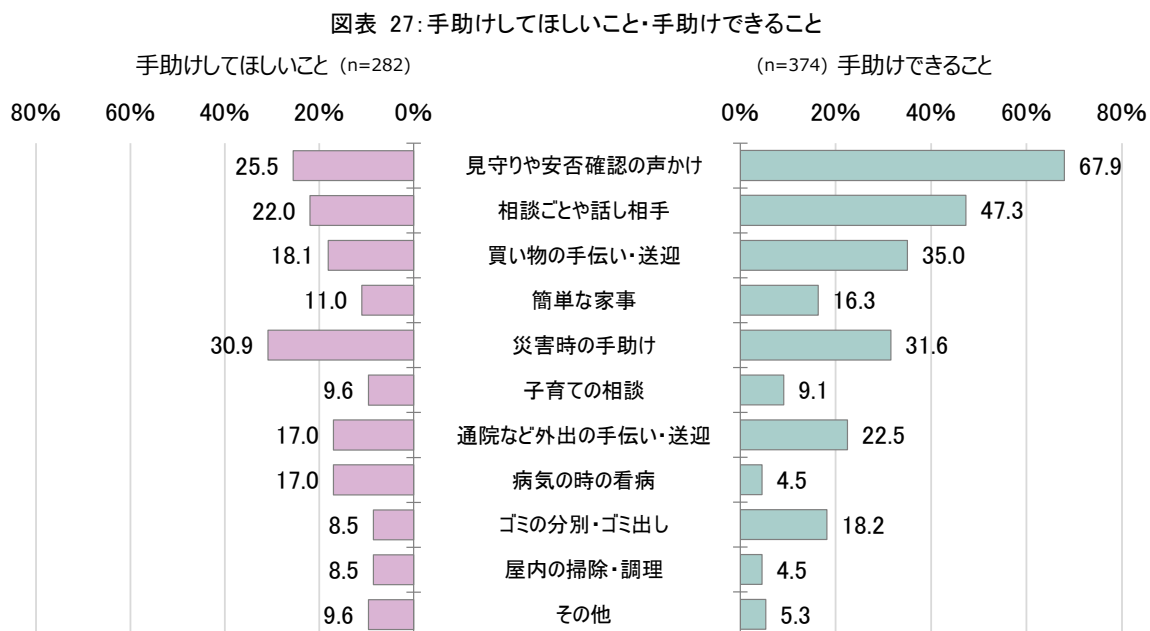
「自分や家族の老後のこと」とする割合が48.6%で最も高く、次いで「自分の健康に関すること」が43.1%、「家計に関すること」が32.9%となっています。



④ 手助けしてほしいこと・手助けできること

手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」とする割合が30.9%で最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」が25.5%、「相談ごとや話し相手」が22.0%となっています。

また、手助けできることは「見守りや安否確認の声かけ」が67.9%で最も高く、次いで「相談ごとや話し相手」が47.3%、「買い物の手伝い・送迎」が35.0%となっています。

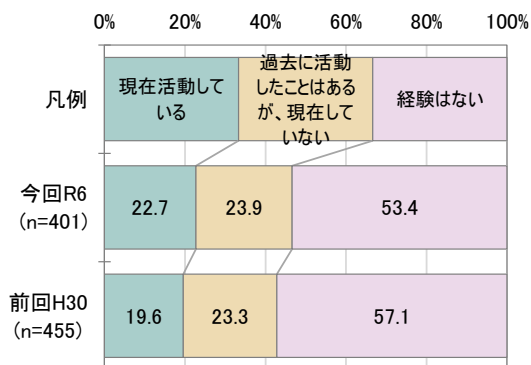


(2) 地域活動やボランティア活動について

① 地域活動やボランティア活動経験

「現在活動している」とする割合が22.7%、「過去に活動したことはあるが、現在していない」が23.9%、「経験はない」が53.4%となっています。

前回調査と比較すると、「現在活動している」は3.1ポイント上昇、「経験はない」は3.7ポイント下降しています。

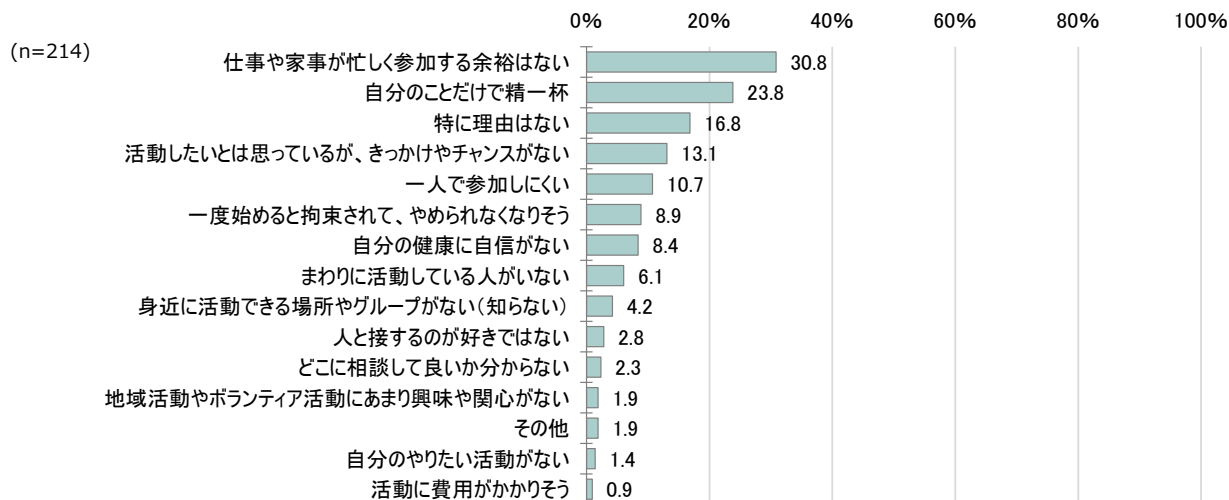


図表 28: 地域活動やボランティア活動経験

② 地域活動やボランティア活動に参加していない理由

「仕事や家事が忙しく参加する余裕はない」とする割合が30.8%で最も高く、次いで「自分のことだけで精一杯」が23.8%、「特に理由はない」が16.8%となっています。

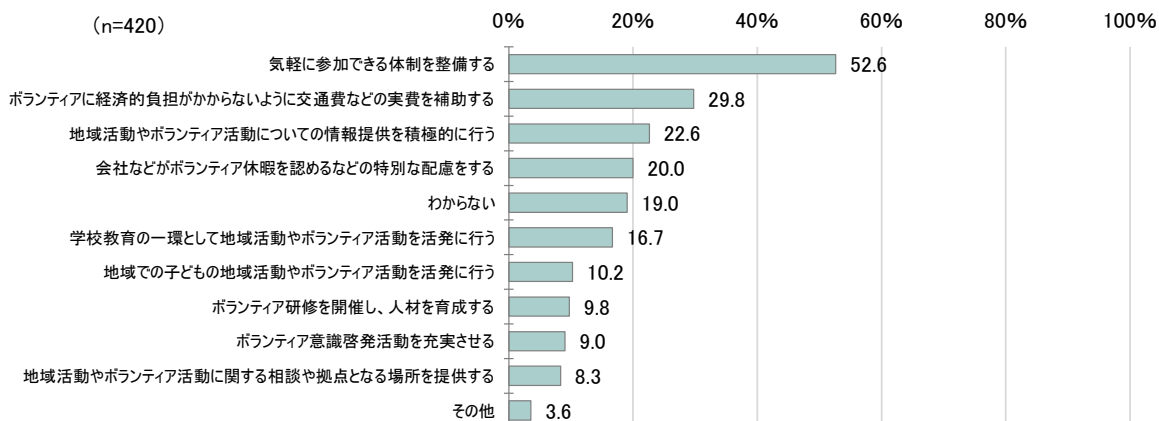
図表 29: 地域活動やボランティア活動に参加していない理由



③ 今後地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

「気軽に参加できる体制を整備する」とする割合が52.6%で最も高く、次いで「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が29.8%、「地域活動やボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が22.6%となっています。

図表 30: 今後地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

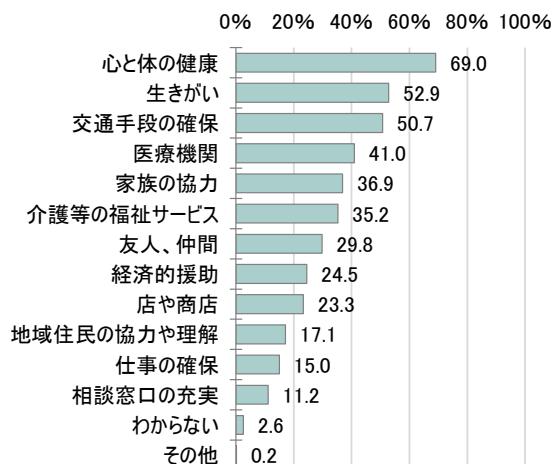


(3) 福祉について

① 高齢者が地域で生活する上で特に大切なこと

「心と体の健康」とする割合が69.0%で最も高く、次いで「生きがい」が52.9%、「交通手段の確保」が50.7%となっています。

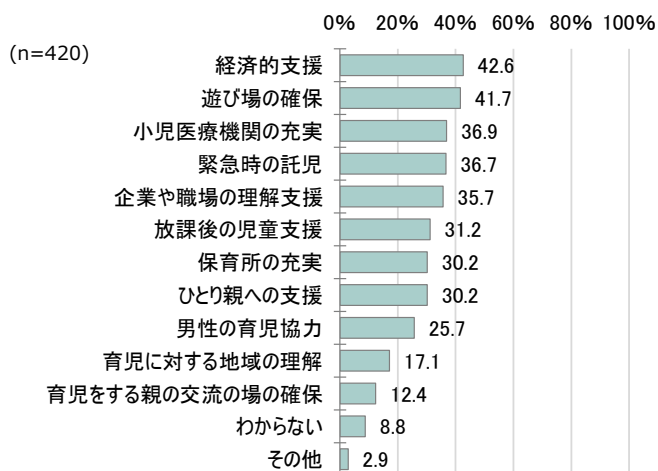
図表 31: 高齢者が地域で生活する上で特に大切なこと
(n=420)



② 子育てのしやすさのために大切なこと

「経済的支援」とする割合が42.6%で最も高く、次いで「遊び場の確保」が41.7%、「小児医療機関の充実」が36.9%となっています。

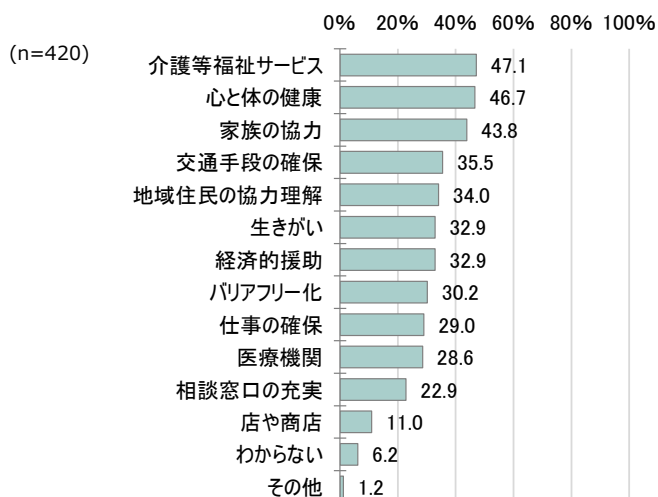
図表 32: 子育てのしやすさのために大切なこと



③ 障がいのある方が地域で生活する上で大切なこと

「介護等福祉サービス」とする割合が47.1%で最も高く、次いで「心と体の健康」が46.7%、「家族の協力」が43.8%となっています。

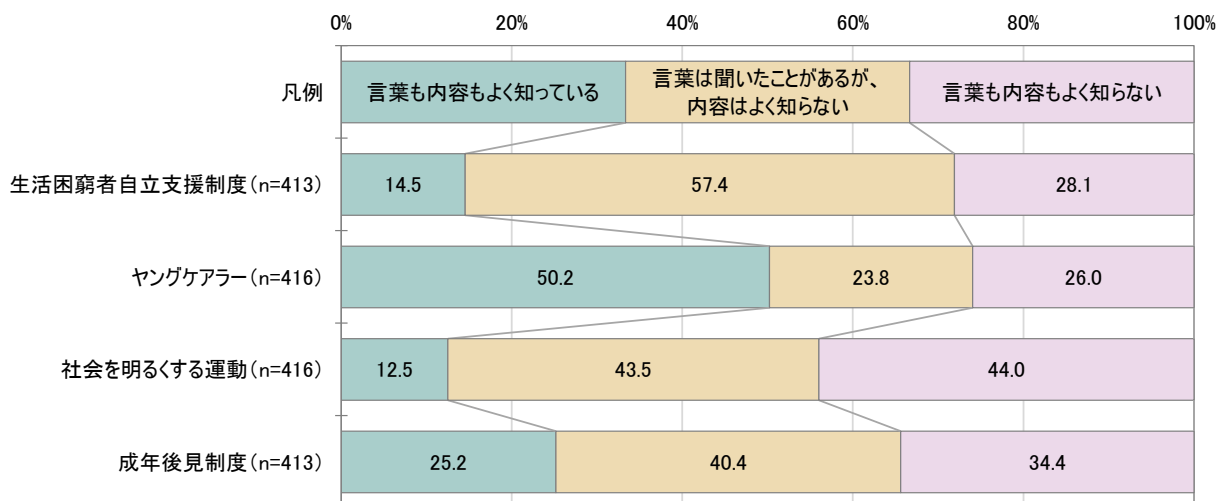
図表 33: 障がいのある方が地域で生活する上で大切なこと



④ その他の福祉に関する用語等に対する認知状況

用語等に対する認知状況をみると、[生活困窮者自立支援制度]は「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」とする割合が57.4%、[ヤングケアラー]は「言葉も内容も知っている」が50.2%、[社会を明るくする運動]は「言葉も内容も知らない」が44.0%、[成年後見制度]は「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」が40.4%でそれぞれ最も高くなっています。

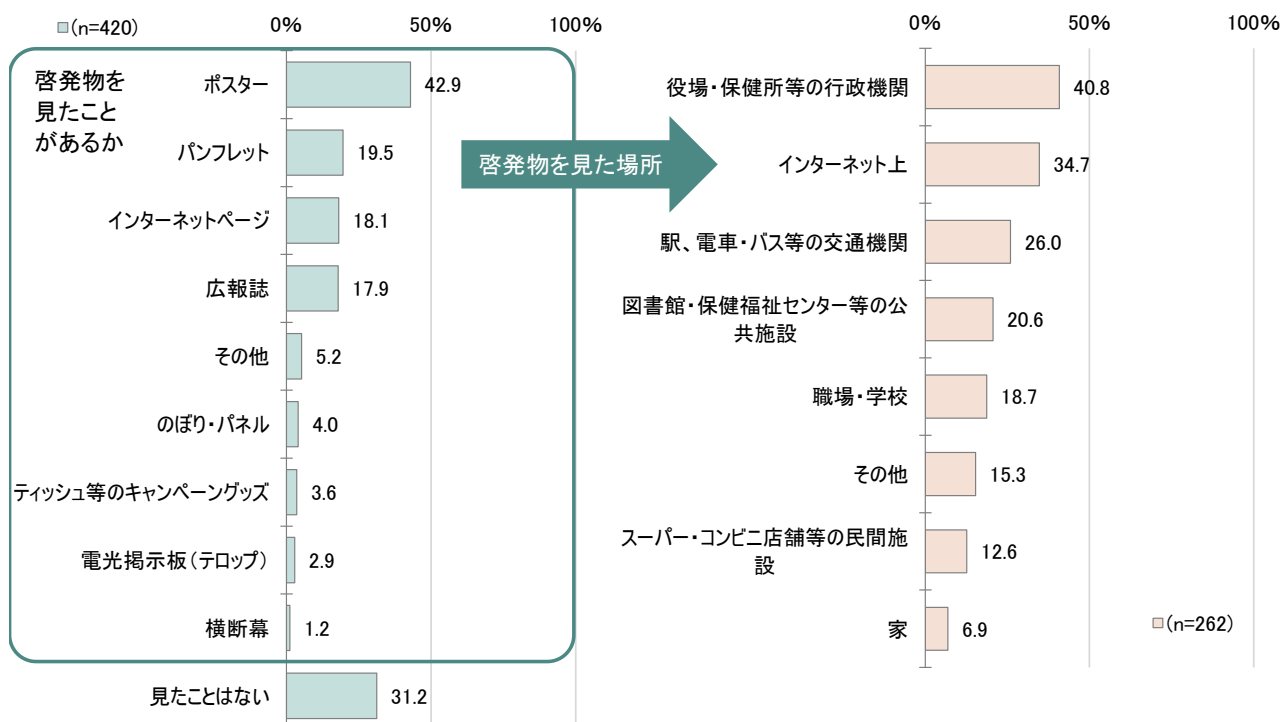
図表 34: その他の福祉に関する用語等に対する認知状況



(4) 自殺対策・予防等について

啓発物として見たものは「ポスター」とする割合が42.9%で最も高く、啓発物を見た実際の場所は「役場・保健所等の行政機関」が40.8%で最も高くなっています。

図表 35: 自殺対策の啓発物について

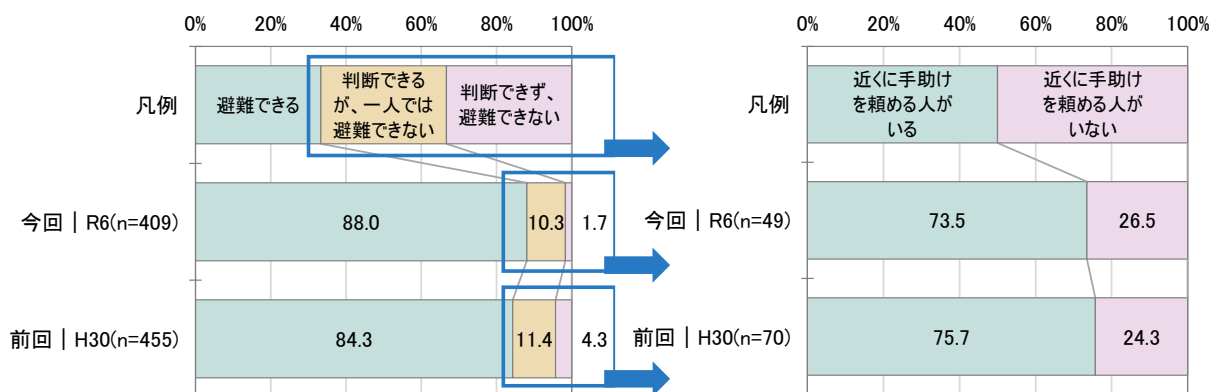


(5) 災害時の避難等について

① 災害発生時に避難判断及び行動ができるか

災害発生時に「避難できる」とする割合は、前回調査から 3.7 ポイント上昇し 88.0%となりました。また、避難のための判断もしくは避難行動自体ができないと回答した人について、「近くに手助けを頼める人がいる」割合は 73.5%、「近くに手助けを頼める人がいない」割合は 26.5%となっています。

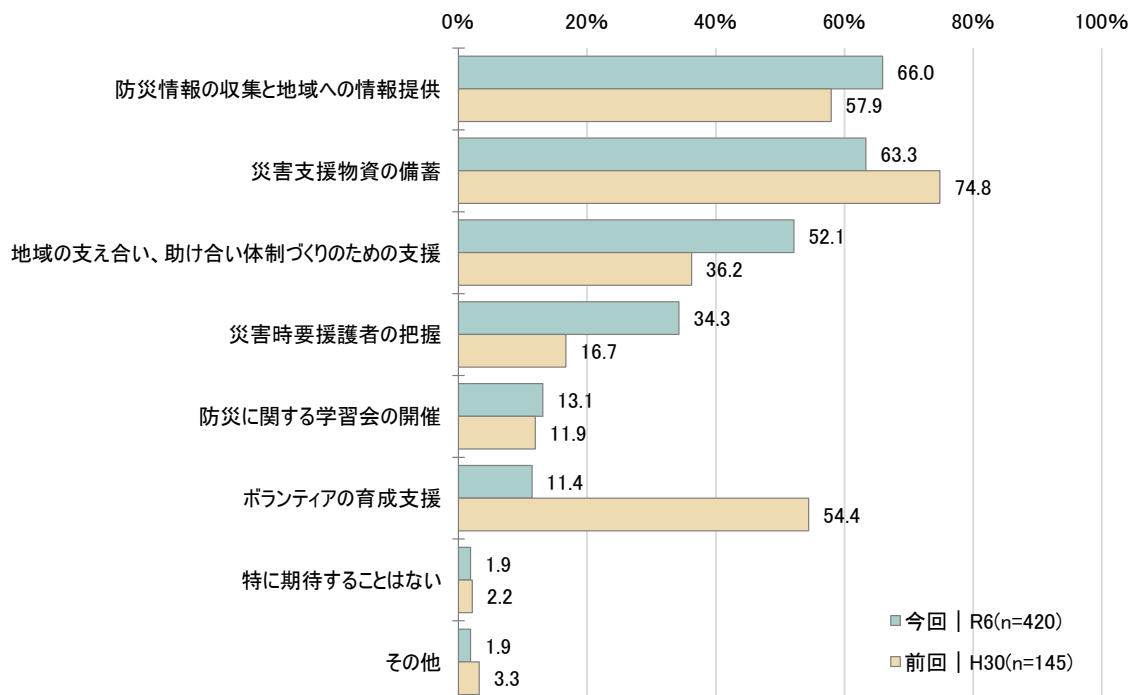
図表 36: 災害発生時に避難判断及び行動ができるか／近隣に手助けを頼める人がいるか



② 災害発生時の備えとして行政の役割として期待すること

「防災情報の収集と地域への情報提供」とする割合が 66.0%で最も高く、次いで「災害支援物資の備蓄」が 63.3%、「地域の支え合い、助け合い体制づくりのための支援」が 52.1%となっています。

図表 37: 災害発生時の備えとして行政の役割として期待すること

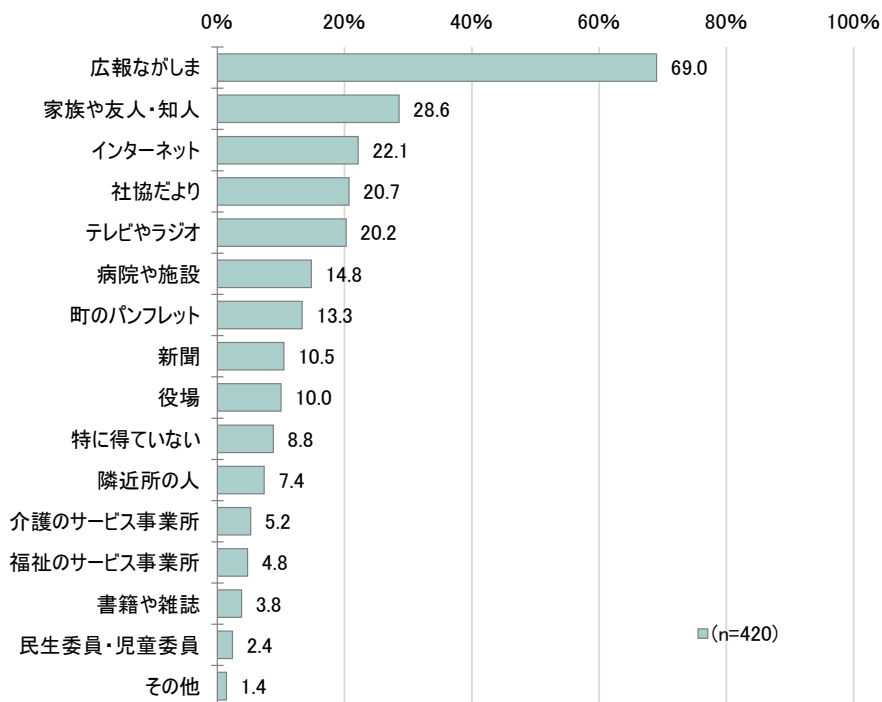


(6) 長島町の福祉行政について

① 福祉に関する情報の入手先

「広報ながしま」とする割合が69.0%で最も高く、次いで「家族や友人・知人」が28.6%、「インターネット」が22.1%となっています。

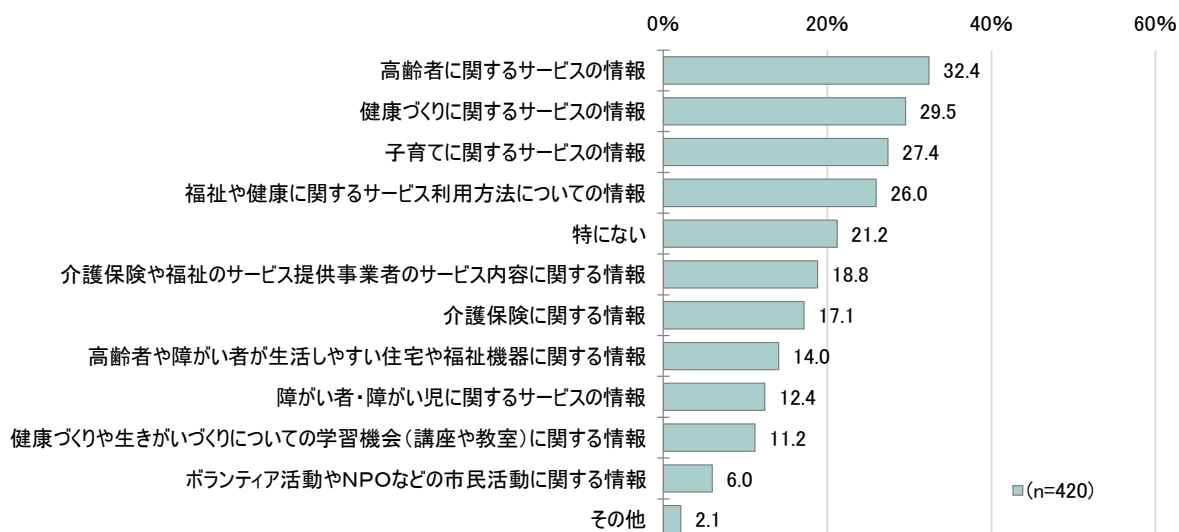
図表 38: 福祉に関する情報の入手先



② 福祉や健康について知りたい情報

「高齢者に関するサービスの情報」とする割合が32.4%で最も高く、次いで「健康づくりに関するサービスの情報」が29.5%、「子育てに関するサービスの情報」が27.4%となっています。

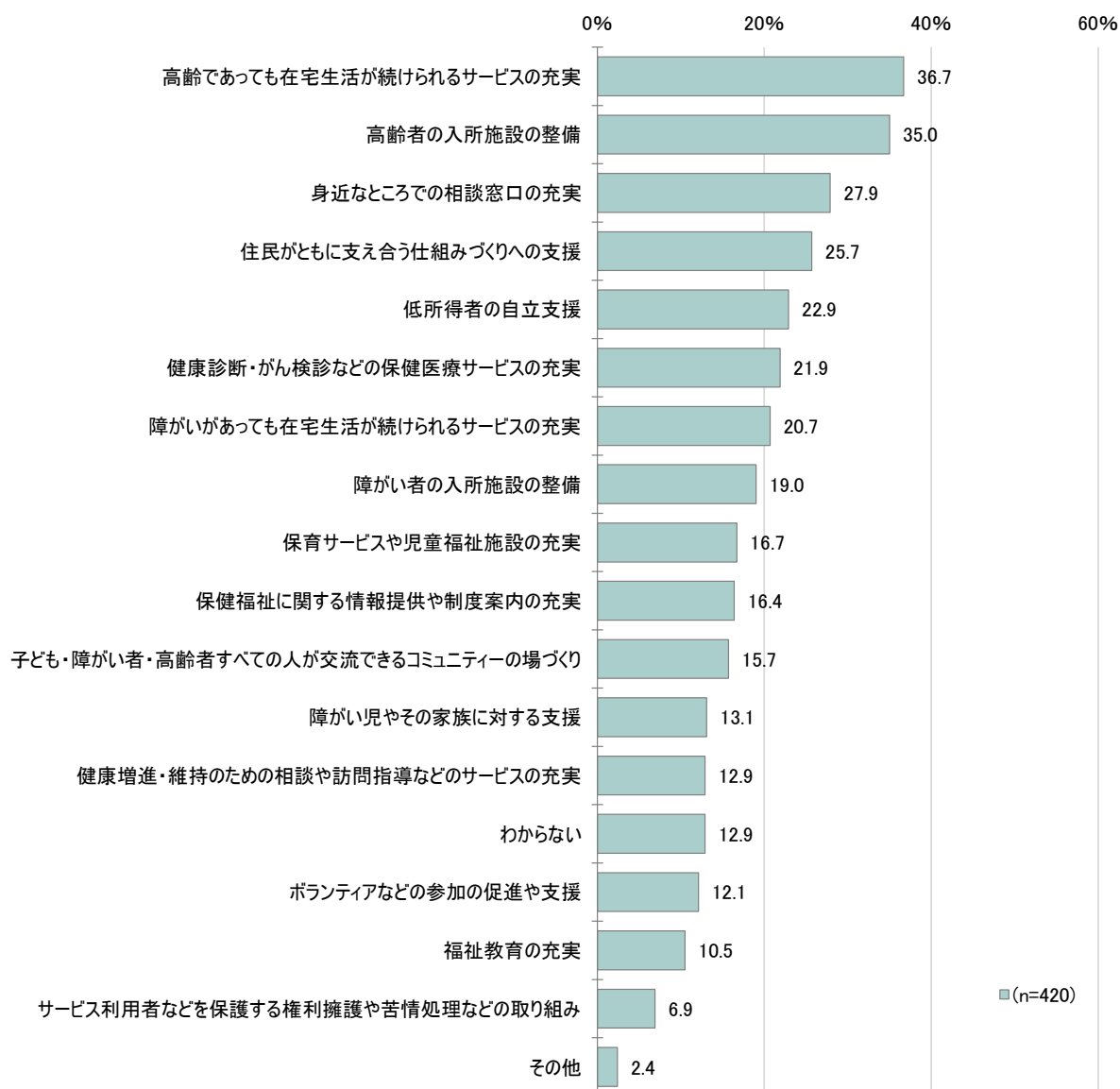
図表 39: 福祉や健康について知りたい情報



③ 安心して暮らせるまちづくりに向け町の福祉施策で必要だと思うこと

「高齢であっても在宅生活が続けられるサービスの充実」とする割合が 36.7%で最も高く、次いで「高齢者の入所施設の整備」が 35.0%、「身近なところでの相談窓口の充実」が 27.9%となっています。

図表 40: 安心して暮らせるまちづくりに向け町の福祉施策で必要だと思うこと



6 地域社会が抱える課題

(1) 住民による支え合いや見守りなどの仕組みづくり

近隣住民との付き合いについて、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」と回答した割合が前回調査から 27.8 ポイント増加し、困り事があった際に助け合えるような親しい関係性にあると回答した割合は 24.3 ポイント減少しました。この結果は、調査期間中の 6 年間における人口減少、高齢化の進行、価値観の多様化、そして新型コロナウイルス感染症の影響による地域コミュニティの希薄化を裏付けるものと考えられます。

また、現在居住している地域に住み続けたいと考える人は全体の 6 割、住み続けたくないとする人は約 1 割となりました。住み続けたくない理由として、「買い物や交通の便が悪いから」とする回答が 7 割を占め、その他就業場所や子どもの就学環境を理由に挙げる人がともに約 4 割となりました。また、一人暮らし高齢者や認知症の方等、支援を必要とする人への見守りの実施状況については、肯定的意見が約 3 割に留まり、状況がわからないもしくは否定的意見が 7 割を占めました。

さらに、災害発生時に避難のための判断や行動ができない人が全体の 1 割おり、その人たちの中で手助けを頼めない人が約 3 割いることもわかりました。

こうした状況を背景に、かつては地域や家族などのつながりの中で対応してきた身近な生活課題への支援や、「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題への対応も急務となってきており、一人暮らしの人や生活困窮者、ヤングケアラー等に対する、地域住民が主体となった地域における支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。

地域住民が、在宅・施設サービスなどの福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるようにすることは、地域において安心して暮らすことのできる環境づくりにつながることから、相談支援体制の充実等にも努めるとともに、苦情解決体制などの利用者保護の仕組み、権利擁護体制の充実など、各分野における横断的な取組が必要です。

また、生活困窮者や子どもの貧困、再犯防止等に対し、包括的な支援や具体的な状況に応じた個別的支援など、セーフティネットの充実や大規模災害発生に備えた、高齢者等の要配慮者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力強化の取組なども必要です。

(2) 地域福祉を支える担い手の確保

本町では、まちづくりや子どもたちの健全育成など、地域福祉に関する活動が盛んに行われています。しかしながら、高齢化の進展や多様な支援ニーズの高まりにより、地域福祉の担い手不足が懸念されています。今後、地域住民が積極的に参画できる仕組みづくりとともに、介護や障がい者・子育て支援など、専門的なサービスを提供する人材の確保・育成が喫緊の課題です。

特に、人材の「参入促進」、従事者の「資質向上」、そして働きがいのある「労働環境の整備」が求められます。

（３）複合的な課題等へ対応できる包括的な支援体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築し、医療・介護だけでなく、障がい者や子どもなど、様々な人々の多様なニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。地域住民の参画を促進し、互いの助け合いによって、誰もが自立した生活を送れる「地域共生社会」を目指す必要があります。

生活困窮者の抱える多様な課題に対応するため、就労支援や家計改善支援など、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業も重要です。また、地域住民や関係機関が連携し、生活困窮者や犯罪をした人が地域で自立できるよう、包括的な相談支援体制を構築するとともに、地域住民が主体的に課題解決に取り組めるよう支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、町政運営の基本指針として「夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり」を理念とした長島町第2次総合振興計画に沿って施策を展開しています。また平成19年には、九州の町村で初となる福祉事務所の業務を開始し、きめ細やかな福祉行政実現へ踏み出しました。本計画は、本町福祉分野における最上位計画であることから、基本理念を『**住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり**』とします。

基本理念

住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり

2 施策の基本方向

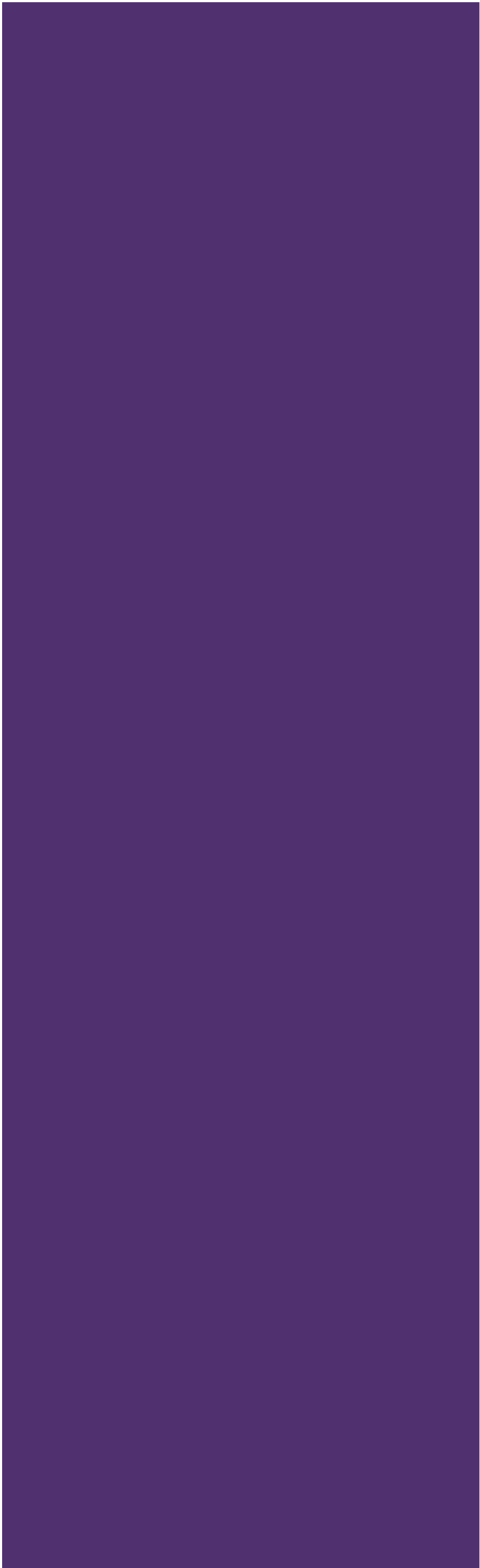
基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本としつつ、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。そのため以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

図表 41: 施策の基本方向

I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり	誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。
II 地域福祉を支える担い手づくり	地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。また、地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。
III 誰一人取り残さない支援体制づくり	地域の中で支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

※白紙ページ

第二部 地域福祉計画



第1章 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり

人と人が助け合いながら暮らすことのできる地域社会の構築のため、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの各種施策に基づく地域づくり事業を一体的に実施することによって地域住民が地域社会に参加する機会を確保する体制整備等を推進します。

様々な課題を抱え、支援が必要な方へ提供する福祉サービスの充実を図るほか、権利擁護の問題や災害時の対応など福祉分野に共通する課題の解決に向け、制度の適切な運用や地域におけるネットワークの構築等を推進します。

1 高齢者・障がい者・子育て等に対する支援

施策の方向性

- 地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

主な取組 ニーズに対応した公的サービスの充実

- 「老人福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の各分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。
- 保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。
 - （高齢者分野）
 - ・ 介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供
 - ・ 認知症施策の推進
 - ・ 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備など
 - （障がい者分野）
 - ・ 住民の理解促進と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止
 - ・ 障がい福祉サービス提供体制の充実
 - ・ 障がい者（児）に係る保健・医療の充実など
 - （子育て分野）
 - ・ 結婚、妊娠・出産等に関する支援体制の充実
 - ・ 地域における子育て支援サービスの充実
 - ・ 周産期医療・小児医療の提供体制の確保
 - ・ ヤングケアラーに対する支援体制の整備など
 - （地域包括ケア体制の整備充実）
 - ・ 地域包括ケアシステム構築への支援
 - ・ 在宅医療・介護連携の推進
 - ・ 地域リハビリテーションの推進
 - ・ 認知症地域支援体制の構築
 - ・ 介護予防・生活支援サービスの推進など

【高齢者への支援】

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町民の認知症に対する正しい理解や認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進します。また認知症疾患医療センターと地域のかかりつけ医等との連携強化を図り、認知症の早期発見・早期診断・早期対応の充実・強化、認知症高齢者介護の実務者等に対する研修による資質・対応力の向上に努めます。
- 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を推進します。また、世代間交流等の取組を推進することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり、健康づくりを支援します。
- 意欲ある高齢者の社会参加のために必要な知識等を習得する機会を提供するとともに、地域が行う人材育成及び活用の体制づくりを支援します。

【障がい者への支援】

- 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、町民、事業者に対する普及・啓発や相談員による相談対応を行います。
- 障がい者の居宅介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等に係る費用として費用の一部を負担します。
- 障がい者の自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着支援及び自立・共同生活援助に係る費用として費用の一部を負担します。
- 外見から配慮や援助が必要なことが分かりにくい人が支援を受けやすくなるよう、ストラップ型のヘルプマーク及びヘルプカードを配布するとともに、町民に対し、普及啓発を図るため、ポスターやチラシの掲示や配布を行います。
- 医療的ケア児等及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な人材の育成に努めるとともに、医療的ケア児等支援センターを核として地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制の下、支援の調整に努めます。

【子育てへの支援】

- 保育所等の研修の支援を行い、安心して子どもを育てることができる体制の整備を図ります。
- 子どもの医療費助成による子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援を一体的に実施します。
- 妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療体制の整備に努めます。

- 支援が必要であっても表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、各家庭の状況に応じて、必要な福祉サービス等の支援に適切につなげる体制づくりや相談しやすい環境を整備します。

【地域包括ケア体制の整備充実】

- 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができる」ために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが各地域の実情に応じたかたちで一体的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を推進します。
- 入院患者の地域における受け皿を整え、地域包括ケアシステム構築に係る在宅医療・介護連携の推進を図るため、在宅医療・介護連携に関する協議会の開催や入退院支援ルールの普及、研修会を開催します。

2 生活困窮者への支援

施策の方向性

- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の県内全域での構築を図ります。
- 子どもの教育、医療、食で格差のない社会を目指し、子どもの生活支援対策を推進します。

主 な 取 組 生活困窮者への支援

- 生活困窮者に対しては、本人の状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施します。
 - ・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。また、生活困窮者の家計収支の改善による早期の生活再建の支援や、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行います。
- 生活困窮者を、待ちの姿勢ではなくアウトリーチ等により早期に把握し、必要な支援を漏れなく届けられるよう、制度の周知や関係機関・団体のネットワークの構築などに取り組みます。
 - ・生活困窮者自立支援に係る研修等を実施します。
- 就労準備支援事業などの任意事業の実施による包括的な支援の展開に向けた取組に努めます。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき各種施策に積極的に取り組み、子どもの貧困対策を含む生活支援対策を推進します。

【生活困窮者への支援】

- 生活困窮者自立支援制度に基づく、一般就労に向けた日常生活・社会・就労自立のための訓練、住居喪失者に対する一定期間の衣食住の提供、家計に関する相談、家計管理に関する指導などの各種事業を一体的に実施し、生活困窮者の自立の促進を図ります。
- 官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するための生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業構築委員会において、子ども食堂、フードバンク、NPO 法人及び自立相談支援機関等と連携し、生活困窮者の自立の促進を図ります。
- 地域の関係団体や市町村と連携しながら、子どもの居場所や多世代交流の場となる子ども食堂等に対する総合的な支援を行います。
- 行政等が実施している、子どもの生活支援対策を分かりやすく掲載したリーフレット等を作成し、子どもの保護者等に配布します。

3 権利擁護の推進

施策の方向性

- 町民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい知識を持つように取り組みます。
- 認知症・知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。
- 子ども、障がい者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。

主 な 取 組

権利擁護の推進

- 一人ひとりの個性、生き方、多様な性のあり方などを認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の形成に向けて「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。
- 社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法及び条例に関する町民の理解促進に努めます。
- 成年後見制度の活用を促進します。
 - ・国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、職員を含めた関係者の資質向上の取組を支援します。また、成年後見制度利用支援事業など制度の活用促進を図ります。
 - ・成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度の活用促進を図り、地域連携ネットワークの構築等の取組を促進します。
- 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の利用を促進します。
 - ・判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業について、県・町社会福祉協議会と連携しながら、多くの方が利用できるよう普及啓発等に努めます。
 - ・日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービスの提供に関わる主体等が、障がい者の意思決定支援を行いつつ、必要な対応を実施できるよう努めます。
- 子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止に向けた普及啓発、事業者等に対する研修や関係機関との連携強化を図ります。
 - ・児童相談所、障害者権利擁護センター、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図りながら、虐待防止に努めます。
 - ・県高齢者虐待防止推進会議における関係機関相互の密接な連携確保、事業所従事者・窓口職員等に対する研修、各種媒体を活用した普及啓発や、認知症施策と連携した取組を進めます。

- ・障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援を行うため、障害者権利擁護センターを設置するとともに、障がい者福祉施設従事者等を対象とした研修の実施と障がい者虐待の防止及び障がい者支援に関する普及啓発を行います。
- ・児童虐待の早期発見と早期対応の体制を構築するとともに、地域におけるネットワークを整備します。

【権利擁護の推進】

- 市町村や関係団体等で構成する県高齢者虐待防止推進会議において、関係機関相互の密接な連携を確保し、高齢者虐待防止対策の推進を図ります。
- 成年後見制度の利用促進のため、市町村長申立て研修への参加や要望に応じて個別に助言や情報提供を行います。
- 判断能力が不十分な人の様々な手続に関する代行や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業の活用を促進します。
- 障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、市町村相互間の連絡調整等、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施します。

4 福祉サービスの質の向上

施策の方向性

- 住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります。
- 支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

主 な 取 組

① サービスの質の評価や情報提供の推進

- 介護サービス事業者による質の高いサービス提供を確保するため、サービスの提供やサービス基盤の整備の際の運営基準等の遵守を指導するとともに、サービス従事者の知識・介護技術向上のため、事業者の自主的な取組を含め、研修等の機会の確保に努めます。
- 事業者による情報提供の促進を図ります。
 - ・ 事業運営に関する様々な情報、第三者評価の結果など積極的な情報開示を促進します。

主 な 取 組

② 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査

- 適正な事業運営のため、社会福祉法人等への指導監査等を実施します。
 - ・ 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理等について指導監査等を実施します。

主 な 取 組

③ 福祉サービスの相談支援体制の整備

- 介護サービスに関する利用者等からの様々な苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、県や市町村、県国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者などの相互の連携により、苦情・相談処理体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上に努めます。
- 障がい者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、基幹相談支援センターの体制の充実を図ります。

【福祉サービスの質の向上】

- 社会福祉法人及び社会福祉施設等について、市町村をはじめとした関係機関との情報共有・連携強化を図りながら、指導監査等を実施し、法人・施設等の運営管理の適正化及び利用者の処遇の向上を図ります。

5 福祉のまちづくりの推進

施策の方向性

- 高齢者や障がい者など誰もが快適で生活しやすい、ソフト・ハード両面のバリアフリーに配慮した生活環境の整備や地域における見守り・支え合い活動等を促進し、快適で安心・安全な生活の確保を図ります。

主 な 取 組

福祉のまちづくりの推進

- 障がい者等に配慮したまちづくりを総合的に推進します。また、高齢者や障がい者等が公共的施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。
 - ・心豊かで住みよい福祉のまちづくりを実現するため、広報誌の発行や、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等により、心のバリアフリー化に取り組みます。
 - ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて、バリアフリー化を促進します。
 - ・福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障がい者等が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
 - ・障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方を対象に、公共施設や店舗等の駐車スペースの確保を図るパーキングパーミット制度の普及を推進します。
- 地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動等を促進します。
 - ・「支え合いマップ」を活用し、高齢者、障がい者及びひきこもりの方など支援を要する住民の情報や地域生活課題を共有する取組を推進し、地域の住民や多様な主体が見守り活動や生活支援活動等に取り組む体制づくりを関係機関と連携して促進します。
 - ・民生委員等による地域住民の見守り活動、孤独・孤立など様々な問題を抱え、援助が必要な者への相談対応や福祉サービスの利用支援等を行うことで、住民福祉の増進を図ります。
 - ・県における行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

【福祉のまちづくりの推進】

- 対象者に利用証を交付し、駐車場設置について事業所へ協力を依頼するなど、必要な方に駐車場スペースを確保するパーキングパーミット制度の運用を図ります。また、不適正利用の抑止及び制度対象駐車場の拡大等を図ることで、利用しやすい環境を整備します。
- 多様化する地域福祉のニーズに対応するため、その担い手である民生委員の活動経費を交付し、活動を促進します。

6 孤独・孤立に対する支援

施策の方向性

- 社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者が増えていることから、社会のあらゆる分野において地域づくりを行い、孤独・孤立対策の推進を図るとともに、情報の徹底した管理を行いつつ、支援者に必要な情報が伝わるように努めます。
- また、令和5年6月に「孤独・孤立対策推進法」が成立していることから、国とも連携しながら効果的な支援を検討します。

主な取組

孤独・孤立に対する支援

- 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた継続的な支援を行います。
 - ・孤独・孤立対策に関する町民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発を行います。
 - ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）を推進します。
 - ・当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質向上を図るとともに、関係団体等に対する支援を行います。また、関係団体等の連携・協働を促進します。
 - ・民生委員等による地域住民の見守り活動、孤独・孤立など様々な問題を抱え、援助が必要な者への相談対応や福祉サービスの利用支援等を行うことで、住民福祉の増進を図ります。
- ひきこもりに関する相談窓口の周知・広報に努めます。
 - ・行政機関や民間支援団体等と協働し、ひきこもり状態にある方や家族への支援に努めます。
- 高齢者が、介護予防に効果のある、住民主体の通いの場に参加することで、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業における従事者等研修や地域リハビリテーションの検討・研修会を行います。また、リハビリテーション専門職の派遣調整を行います。

【孤独・孤立に対する支援】

- 多様化する地域福祉のニーズに対応するため、その担い手である民生委員の活動を支援します。
- 地域の関係団体と連携しながら、子どもの居場所や多世代交流の場となる子ども食堂等に対する総合的な支援を行います。
- ひきこもり状態にある方への支援として、より身近な地域において対応できるように、相談窓口を設置し、支援を受けられる体制の整備を促進します。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターを養成します。

- 高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者の地域デビュー（新たに社会参加活動に参加すること）に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

7 その他の支援

施策の方向性

- 就労支援、自殺対策、居住支援など誰もが地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。
- 「自助」、「共助」、「公助」による地域防災力の強化を図ります。

主 な 取 組

① 就労支援

- 働く意思はあるものの、生活困窮、高齢、障がいなど様々な要因により就労が困難な方々に対する就労支援を行います。
 - ・働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、高齢者や企業等の意識啓発に取り組みます。
 - ・自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の容易な業務を提供するシルバー人材センターの発展・拡充を促進します。
 - ・障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び生活の両面にわたる支援を行うとともに、鹿児島労働局や就労移行支援事業所等、雇用、福祉、教育などの関係機関と連携しながら、障がいのある人の就業を促進します。
 - ・ひとり親家庭の親が安定した雇用を確保し、自立した生活をすることができるよう、就職に有利な資格取得の支援を実施するなど就業支援の充実を図ります。

主 な 取 組

② 自殺対策

- こころの健康づくりと自殺対策を推進します。
 - ・町民一人ひとりがこころの健康づくりの重要性を認識し、セルフチェックや周囲の人たちによって過度なストレス等による心身の不調に早めに気づき、適切な相談や受診につながるよう啓発に取り組みます。

主 な 取 組

③ 居住支援

- 生活困窮者、高齢者、障がい者など住宅確保用配慮者の住まいの安定的な確保に努めます。
 - ・住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るため、既存ストックの活用による公営住宅の整備を行うとともに、適正な維持管理に努めます。
 - ・高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するため、公営住宅において、福祉部局と連携して、入居を支援します。
 - ・高齢者が安心して生活できる民間賃貸住宅の供給を促進するため、終身建物賃貸借制度などの情報提供に努めます。
 - ・住生活基本法又は、法住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく「鹿児島県住生活基本計画」に則り、高齢者、障がい者、

ＵＪＩターンにより転入者、ＤＶ被害者、又は子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進します。

- ・居住支援法人、社会福祉法人やＮＰＯ法人などの居住支援団体、不動産関係団体、県及び市町村で構成される鹿児島県居住支援協議会と共に、生活困窮者自立支援制度等と連携しながら、住宅確保要配慮者からの住宅相談や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。また、努力義務となっている長島町居住支援協議会についても設置も検討します。

主 な 取 組

④ 犯罪をした者等の社会復帰支援

○ 矯正施設の出所者等に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止施策を推進します。

- ・刑務所等の矯正施設出所予定者または身柄を拘束された被疑者等のうち、高齢または障がい有すること等により支援が必要な人に対して、保護観察所からの依頼を受けた地域生活定着支援センターにおいて出所後もしくは釈放後に円滑に地域での社会生活へ移行し、安心して生活できるように福祉サービスの利用調整などの支援を行います。
- ・犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、「鹿児島県再犯防止推進計画」に基づき、県地域福祉支援計画等との連携を図りながら、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

主 な 取 組

⑤ 地域防災力の強化

○ 自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。

- ・防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
- ・自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
- ・共助による防災活動の推進の観点から、地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進するとともに、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- ・若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。

※ 共助には、地域やボランティアなどによる支え合いだけでなく、隣近所などの助け合いである互助も含まれます。

【就労支援】

- 高齢者の能力活用、社会参加を促進するため、シルバー人材センターに対し運営費の補助を行います。また、高年齢者雇用に積極的に取り組む事例の周知等により、生涯現役社会の理解促進を図ります。

【自殺対策】

- 鹿児島県自殺対策計画に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、関係機関、団体と連携し、相談支援、人材育成、普及啓発などの地域の実情に応じた取組を実施します。
- 全ての公立学校へのスクールカウンセラー等の派遣、SNSを活用した相談を実施するとともに、SOSの出し方に関する教育を推進することにより、児童生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図ります。

【再犯防止対策】

- 町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、再犯の防止に関する町民への意識啓発や刑期を終了した者等の居場所づくりなどの活動を推進します。

【地域防災力の強化】

- 自主防災組織の活動を一層促進し、地域防災力の強化を図るため、地域における自主防災組織の結成や防災活動等の指導的役割を担う「地域防災推進員」の育成、地区防災計画や個別避難計画の作成促進など、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。

第2章 地域福祉を支える担い手づくり

福祉の仕事に従事する人材の確保・定着や、地域福祉活動への参加促進のための人材養成に向けた取組を促進します。

1 福祉人材等の確保・育成と資質向上

施策の方向性

【福祉・保健・医療人材の確保】

- 県や民間が実施する人材確保事業等の情報を提供し、介護従事者の確保対策を推進支援します。
- 保育士等の人材確保については、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保を支援します。

【福祉・保健・医療人材の育成と資質向上】

- 県や民間が実施する研修等の情報を提供し、介護従事者の育成と資質向上を支援します。
- 保育士等の人材については、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の研修を通じた資質の向上を支援します。

主な取組

① 福祉・保健・医療人材の確保

- 県福祉人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の情報を提供し、福祉人材の確保を支援します。
 - ・人材確保については、県福祉人材・研修センターによる無料職業紹介事業や就職面談会の情報等の提供を行うとともに、町民の福祉・介護職に関する理解と関心を深めるなど、福祉・介護職場の人材の確保を支援します。
- 深刻な介護人材不足に対応するため、若者・中高年齢者・外国人の活躍促進や介護ロボットの活用や資格取得の支援など、介護現場の生産性の向上の取組を促進しながら総合的な介護人材の確保対策を推進します。

（参入促進）

- ・介護分野への多様な人材の参入促進を図るため、介護体験・施設見学や介護のイベント、SNSによる情報発信を行うなど、様々な機会を通じて介護の魅力の情報発信に努めます。
- ・幅広い世代の者が、介護分野の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して地域商品券等に交換可能なポイントを付与し、介護人材や地域で高齢者を支える人材の裾野拡大を図ります。

(関係団体における取組促進など)

- ・専門的な介護技術を要しない業務において、地域の高齢者等を担い手として活用する仕組みづくりに取り組み、介護専門職の負担軽減と人材不足の補完に努めます。

○ 保育士等の人材確保を支援します。

- ・県や民間が実施する人材確保事業等の情報を保育所等に提供し、人材確保を支援します。

○ 保健・医療を支える人材の確保に努めます。

- ・認知症について、かかりつけ医に対する支援などを行う認知症サポート医の育成を促進します。

主 な 取 組

② 福祉・保健・医療人材の育成と資質向上

○ 更なる処遇改善や資格取得への支援など、介護人材の育成と資質向上対策を推進します。
(資質向上)

- ・職位・職責に応じた研修や介護職として必要なスキルアップに向けた研修の情報等を提供し、介護職員のキャリアアップを支援します。

○ 保育士等の人材育成を支援します。

- ・保育士等がやりがいを持って働き続けられるよう、県や民間が実施する研修の情報を提供し、資質の向上を支援します。

○ 保健・医療を支える人材の育成に努めます。

- ・医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう、訪問看護師等の人材育成を支援します。
- ・保健師については、経験年数に応じた新人期・中堅期別研修や現任教育により、資質の向上に努めます。

【福祉・保健・医療人材の確保】

- 中高年齢層や子育てが一段落した方を対象に介護に関する入門的な研修を支援し、介護未経験者の参入促進を図ります。

2 地域住民等の福祉活動への参加促進

施策の方向性

- **地域住民に対する福祉活動の啓発として、関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。**
- **また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。**

主 な 取 組 地域住民等の福祉活動への参加促進

○ 共助の取組を強化します。

- ・様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や町内での各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。
- ・小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、地域の高齢者を招待、訪問したり、高齢者福祉施設等を訪問したりするなどの体験活動を通して、感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むなど、福祉に関する教育を実施します。
- ・民生委員・児童委員の活動の理解促進を図るために、民生委員・児童委員の職務や等を記載したチラシを作成し、民生委員制度の周知及び担い手確保に取り組みます。
- ・社会福祉に対するニーズが複雑化・多様化し、地域福祉の推進が重要な課題となっていることから、地域福祉推進上、重要な担い手である民生委員・児童委員等に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携強化を図ります。

○ NPO、ボランティア等の多様な活動を推進します。

- ・地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの人材育成を図ります。
- ・社会福祉に関する理解を深めるため、ボランティア講座の開催など各種施策を推進するとともに、学校における「総合的な学習の時間」等において福祉に関する体験活動を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、地域と連携した総合的な取組の推進に努めます。また、シニア層のボランティア活動への参加を促進します。

○ 地域住民による各種ボランティア活動を促進します。

- ・ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進することにより、住民が共に参加し、支え合う地域社会づくりを進めるため、ボランティア活動の拠点である県社会福祉協議会や町社会福祉協議会を通して、ボランティアに関する啓発や登録・あっせんなどを行い、ボランティアの養成・確保を推進するとともに、活動が円滑に進むよう活動のコーディネートを行います。
- ・認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターを養成します。

○ 高齢者の社会参加を促進します。

- ・高齢者が豊富な知識・経験・技能等を生かして、地域づくりの担い手として活躍し続けることができるよう、また、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるように関係団体と連携しながら支援します。
- ・高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者が新たに社会参加活動に参加することに対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。
さらに、高齢者を含むグループが行う互助活動の支援において、子育て支援活動にポイントを加算することで、高齢者の子育て支援活動の取組の促進を図ります。

○ 県・関係団体との連携を支援します。

- ・民間団体と連携し、高齢者への声かけや安否確認を行うなど、地域での見守りが必要な方への支援に取り組むとともに、県と連携して、見守り活動及び生活支援の担い手となる人材や事業主体等の発掘・育成・ネットワーク化と既存の介護予防事業所や多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築を支援します。
- ・地域福祉を推進する社会福祉協議会など関係団体と連携しながら、住民主体の助け合い活動の仕組みづくりを推進するとともに、生活支援の担い手となるボランティア等の育成を促進します。

【地域住民等の福祉活動への参加促進】

- 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を支援します。特に、多世代共生にも資する子育て支援に関する取組を重点的に支援します。また、世代間交流等の取組を推進することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり、健康づくりを支援します。

第3章 誰一人取り残さない支援体制づくり

地域福祉の推進に向け、地域における見守り体制の充実や関係機関の連携の促進、包括的な相談支援体制の構築等に取り組みます。

1 包括的な支援体制の構築

施策の方向性

- 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携の促進を図ります。
- 児童生徒の抱える問題や課題が複雑化・多様化している中で、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援します。また、経済的な困窮や虐待、ヤングケアラーなど福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなどの関係機関等と連携しながら、包括的な支援体制の整備を図ります。

主な取組

① 包括的な相談支援体制の構築

- 各地域の実情に応じた包括的な相談支援体制づくりを支援します。
 - ・多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」の構築を促進します。
 - ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や地域の社会資源のネットワークを構築します。また、様々な資源を活用し、相談支援体制の整備を進めることができるよう、人材活用等の好事例の情報提供等の支援を行います。
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置・活用し、教育相談体制の整備・充実を図ります。
- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

主 な 取 組

② 地域課題の解決体制の構築

- 多様な主体との協働により持続可能な地域づくりに向けた取組を促進します。
 - ・ 住み慣れた地域で高齢者等の在宅生活を支えるため、地域見守りネットワークや元気な高齢者をはじめ、住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、老人クラブ、シルバー人材センターなどの多様な主体による体制を構築します。
 - ・ 互助を基本とした生活支援等のサービスが創出されるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を支援します。

主 な 取 組

③ 拠点機能の強化

- 高齢者の総合的な支援の調整を行う地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進体制を強化します。
- 障がい者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、基幹相談支援センターの体制の充実を図ります。また、地域の自立支援協議会や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置を促進します。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。

【包括的な相談支援体制の構築】

- 生活支援コーディネーターの計画的な人材育成及び資質向上を図るとともに、生活支援体制整備事業における研修を行うことにより、町内における生活支援サービス提供体制づくりを推進します。

【地域課題の解決体制の構築】

- 地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するため、地域コミュニティの再生・創出の取組を促進します。
- 多様な主体との協働により地域課題を解決し、持続可能な地域づくりに向けた取組を促進するため、アドバイザーの知見等を生かしたシンポジウムや助言・支援を実施します。
- 人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりを創出するため居場所づくりなどの取組を促進します。

【拠点機能の強化】

- 地域包括支援センターに携わる職員等に対して研修を実施し、職員の資質向上を図り、センターの適切な運営及び機能強化を図ります。
- 障がい者への相談支援体制の構築・充実を図るため、自立支援協議会を運営し、地域における相談支援体制の構築・充実を図ります。
- 不妊に対する相談等について、一般相談窓口として対応します。
- スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、学校・教育委員会と連携を図ります。
- 難病相談・支援センターを拠点に、関係機関と連携を図りながら難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行います。

2 社会福祉協議会等との連携

施策の方向性

- 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携の促進を図ります。
- 児童生徒の抱える問題や課題が複雑化・多様化している中で、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援します。また、経済的な困窮や虐待、ヤングケアラーなど福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなどの関係機関等と連携しながら、包括的な支援体制の整備を図ります。

主な取組

多様な主体との連携促進

- 社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等の様々な専門機関による連携の促進を図ります。
 - ・ 社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核として、福祉・介護人材の養成・確保、ボランティア活動の推進など、多様な地域福祉活動を主体的に実施しています。
 - ・ 社会福祉法人、医療法人等、様々な関係団体の多様な主体の自主性・自立性を尊重し、連携を図ります。

第三部 再犯防止推進計画



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙者数は、平成 16 年をピークに減少傾向となり、令和 4 年にはピーク時の半分以上となっています。一方で刑法犯検挙者中の再犯者率は 47.9%と 5 割近くに達しており、高い割合となっています。

犯罪をした者の中には、高齢、障がい、生活困窮といった様々な問題を抱えている場合もあり、そうした人たちの再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援にあたっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要です。

このため本町では、住み慣れた地域で、誰もがお互いを尊重し、支えあう共生社会の実現に向けて「長島町再犯防止推進計画」を策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

2 計画の位置付け

本計画は再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画として位置付けます。また、地域における人々の安全・安心な生活という視点から、地域福祉との関連を重視し、「第 2 次長島町地域福祉計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」に包含することにより一体的に運用します。

3 計画期間

計画期間は、第 2 次長島町地域福祉計画に合わせ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

4 計画の対象者

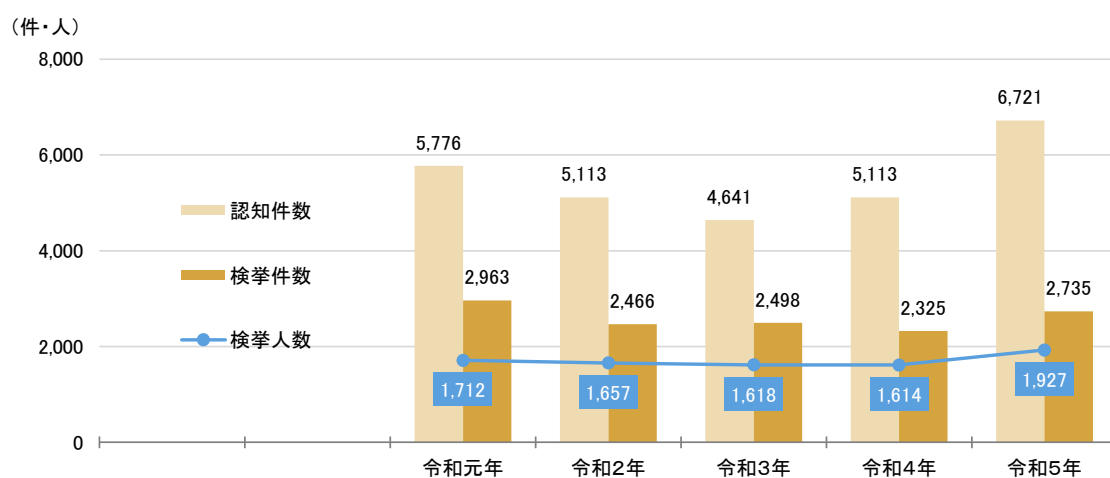
本計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」のことを指します。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 鹿児島県内における刑法犯認知件数

鹿児島県内における刑法犯認知件数の状況を見ると、認知件数は減少傾向で推移していましたが、令和4年以降は増加に転じています。同様に、検挙件数及び検挙人員についても近年増加傾向がみられます。

図表 42: 鹿児島県内における刑法犯認知件数

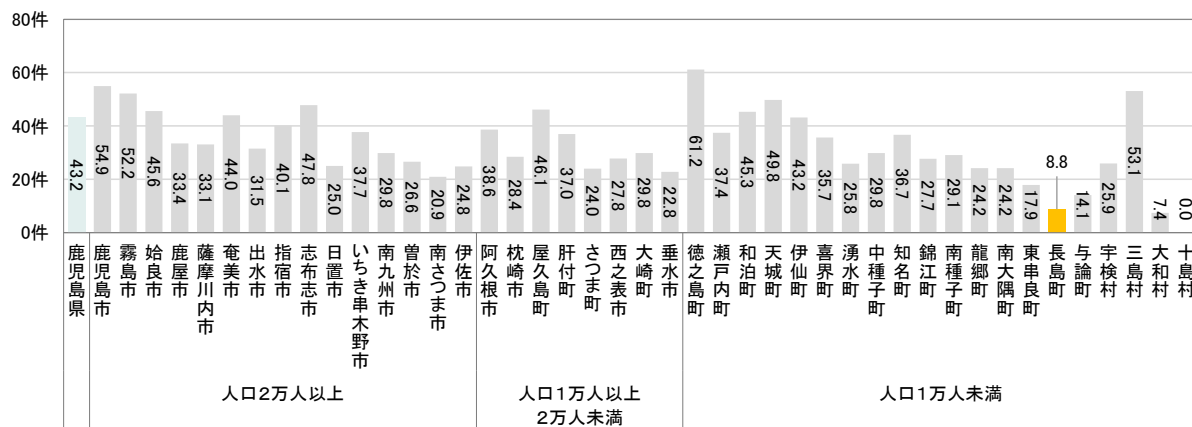


[出典] 鹿児島県警察「犯罪統計」

2 鹿児島県内の市町村別犯罪率の比較（令和5年）

鹿児島県内の市町村別に犯罪率をみると、本町は鹿児島県内において下位3位の犯罪率の低さであることが分かります。

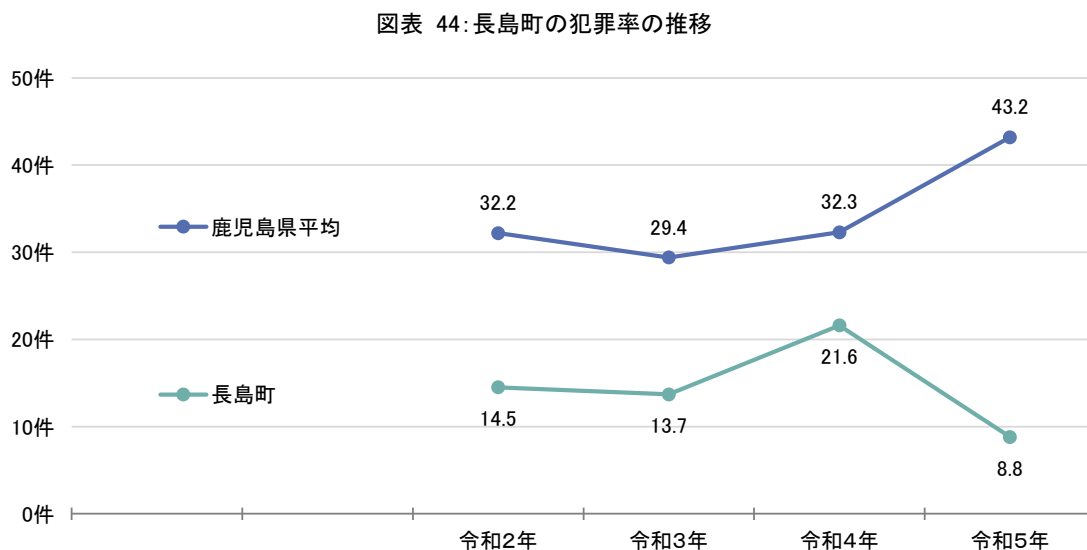
図表 43: 鹿児島県内の市町村別犯罪率の比較（令和5年）



[出典] 鹿児島県警察「犯罪統計」

3 長島町の犯罪率の推移

本町における犯罪率は、県平均を下回る水準で推移しています。

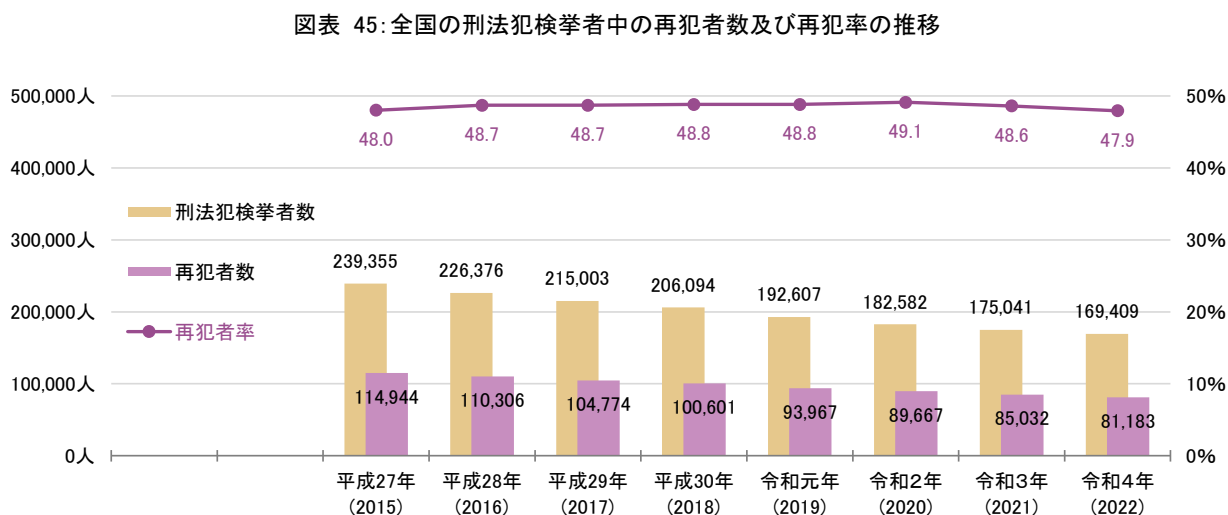


[出典] 鹿児島県警察「犯罪統計」

4 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

刑法犯検挙者中の再犯者数は毎年減少傾向にあり、令和4年は81,183人でした。

再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にありましたが令和4年は47.9%と前年（48.6%）よりも0.7ポイント減少しています。



[出典] 法務省「令和5年版再犯防止推進白書」

第3章 計画の基本方針及び施策の展開

1 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）の基本方針は、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ、「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、国民の安全・安心な生活に貢献する」ことを目指し、個々の施策の策定・実施及び関係機関との連携において、実施者が留意すべき方向性と視点を示しています。

本町では、国及び県が策定した再犯防止推進計画に基づき、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、地域社会の安全・安心に貢献するため、以下の施策を推進します。

- （１）広報・啓発活動の推進
- （２）就労・住居の確保のための取組
- （３）保健医療・福祉サービスの利用支援
- （４）修学支援及び非行の防止
- （５）関係機関等との連携強化

2 施策の展開

（１）広報・啓発活動の推進

国計画によると、再犯の防止等に関する施策の実施は、地域においてその支援に当たる保護司や、幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、民間ボランティアの協力により支えられており、これらの活動による、地域社会における「息の長い」支援が必要とされています。

このような民間ボランティアによる活動等を周知することで、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう、町民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう、立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

具体的な施策

- 関係機関と連携した広報啓発活動の推進
- 「社会を明るくする運動」への支援
- 人権啓発活動の推進
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への支援

（２）就労・住居の確保のための取組

国計画によると、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があることから、不安定な就労が再犯リスクを高めているとの分析があります。また、再犯に至った人の中には、出所後に親族の元へ帰れない、適当な帰住先が確保できないといった例も少なくありません。

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした者の立ち直りを支える基盤であり、その整備が重要です。

具体的な施策

- 生活相談及び住居確保に関する支援
- 生活の支援・就業支援
- 生活保護制度の利用
- 協力雇用主の確保に向けた制度の広報

（３）保健医療・福祉サービスの利用支援

令和５年版犯罪白書及び国計画によると、刑法犯検挙人員に占める６５歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、出所後２年以内に再入所する人の割合も、他の年齢層に比べて高いことが指摘されています。高齢化が進む現状で、高齢者の再犯防止のためには、一人暮らしや地域での孤立を福祉的な支援に繋げるなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、保健医療・福祉サービス等に結び付けることが必要です。

また、障がい・疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合、再犯に至るまでの期間が短くなることも考えられることから、出所後や起訴猶予者等についても福祉関係機関が連携した取組や必要な福祉的支援に結び付けることで、犯罪を未然に防ぎ、地域での円滑な社会復帰や再犯の防止に繋がります。

具体的な施策

- 福祉サービス等を活用した社会復帰支援
- 認知症高齢者とその介護者等の支援
- 一人ひとりの状況に応じた相談対応

（４）修学支援及び非行の防止

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待、発達課題、有害環境など、複雑に絡み合う課題があると考えられます。さらに、インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性がこれまで以上に高まっています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる取組を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適切な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が必要な支援からも遠ざかってしまうことがないように学校・家庭・地域が連携し、取組を推進することが求められます。

具体的な施策

- 薬物乱用防止、情報モラル等の教育指導の実施
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 学校における問題や課題の情報共有
- 人権に対する啓発活動
- 地域で支える健全育成の推進

(5) 関係機関等との連携強化

保護司会や更生保護女性会等の民間の支援団体の存在は再犯防止等に関する施策の推進において欠くことのできない存在です。地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体との連携強化がとても重要です。

具体的な施策

- 出水保護区保護司会の活動支援
- 更生保護女性会の活動支援
- 人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携
- 近隣自治体との連携

第4章 計画の推進

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居・保健・医療・福祉など多くの分野にわたります。社会復帰を目指す者が抱える課題を総合的に捉え、適切に支援につなぐことができるよう、関係部局間の連絡調整や連携強化を図るとともに、庁内の様々な事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。また、国や県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

第四部 自殺対策計画





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法に基づき、町民の誰もが自殺に追い込まれることのない長島町を目指し、平成30年度に「第1次長島町地域福祉計画・長島町自殺対策計画」を策定しました。

今回、前計画の期間満了にあたり、第2次長島町自殺対策計画（以下、「第2次計画」という）を策定し、さらなる自殺対策を推進します。

今回の第2次計画では、自殺者を限りなくゼロに近づけることを目指し「町民誰もが自殺に追い込まれることのない長島町」の実現のため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を取りながら、自殺対策のさらなる推進をしていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年3月改正の自殺対策基本法（第13条第2項）に基づく「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに、各課の事業実績を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえて改定したものです。

自殺対策は、生きるための包括支援であることから、本町の既存の計画にとどまらず、今後策定される計画とも調和していくことを目指します。

3 計画期間

計画期間は、第2次長島町地域福祉計画に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 施策の展開

1 施策の方向性

こころの健康づくりと自殺予防対策を推進する

具体的な施策

- (1) 子ども・若者への支援の充実
- (2) 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進
- (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成
- (4) こころの健康づくりの推進
- (5) 自殺リスク低下に向けた支援
- (6) 職場における自殺対策の推進
- (7) 自殺未遂者の再企図防止
- (8) 遺された人への支援の充実

2 具体的な施策

(1) 子ども・若者への支援の充実

① 子どもの不安や悩みの解消への支援

親や友人、教師等の身近な人が子どもの出した SOS に気づき、どのように受け止めたら良いかについて学ぶ機会を持てるよう支援します。

② 若者の不安や悩みの解消への支援

若者の置かれている状況や特性に応じた支援ができるよう、様々な関係機関と連携・協力し、支援体制を整備します。

③ いじめ防止対策への支援

相談窓口を広く周知していくとともに、学校と行政等の関係機関が連携・協力し、いじめ防止に対応できるような体制づくりに努めていきます。

(2) 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進

① 自殺や自殺リスク低下に関する広報啓発活動の実施

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、町民誰もが当事者となり得る重大な問題であること、さらに命や暮らしの危機に陥ったときには、誰かに援助を求めることが適当であることへの理解について広く広報啓発活動を行っていきます。

② 児童、生徒への教育啓発

子どもの頃からの自殺リスク低下につながる教育について、家庭や学校、地域の関係機関と連携し、教育啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成

① ゲートキーパーの養成

関係機関と連携し、研修会等において自殺リスク低下やゲートキーパーに関する正しい知識の普及を図るとともに、相談者の異変に気づいた場合、関係機関がゲートキーパーの役割を担えるよう支援します。

② 教職員の資質向上

研修会等を通して、教職員の資質向上を図り、児童生徒の不安や悩みに気づき、適切に対応できるようにします。

(4) こころの健康づくりの推進

① 正しい知識の普及啓発

食事・運動・休養などこころの健康づくりの推進及び、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

② こころの健康づくりの推進体制の整備

民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関にも働きかけ、こころの健康づくり推進体制の整備に取り組みます。

(5) 自殺リスク低下に向けた支援

① 見守り活動の充実

問題を抱えた人が、必要なときに適切な関係機関に相談できるよう、相談窓口等に関する情報を分かりやすく発信していくとともに、地域で悩みを抱えている人の早期発見に向けた見守り活動を支援します。

② 様々な問題を抱える人への支援

生活困窮、多重債務、出産、育児、児童虐待、ひきこもり、介護、障がい等の生きづらさや孤立のリスクを抱える恐れのある人が必要な関係機関とつながることができるよう支援します。

③ 関係機関との連携強化

様々な分野で、生きる支援にあたる関係機関との協力体制のネットワークづくりを強化します。

(6) 職場における自殺対策の推進

ハラスメントの防止対策

ハラスメント防止の啓発を行い、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等により、働く人が自殺に追い込まれることがない社会を目指します。

(7) 自殺未遂者の再企図防止

① 自殺未遂者本人と家族等の身近な人に対する支援

自殺未遂者本人への支援だけでなく、家族や身近な人への支援の充実を図ります。

② 地域のネットワーク構築と支援

関係機関とのネットワークの構築を通し、切れ目のない支援を目指します。

(8) 遺された人への支援の充実

情報提供の推進

窓口等での相談に対し、適切に対応できるよう能力の向上に努めるとともに、自殺者や遺族等が必要とする支援や、関係団体について情報提供を行います。

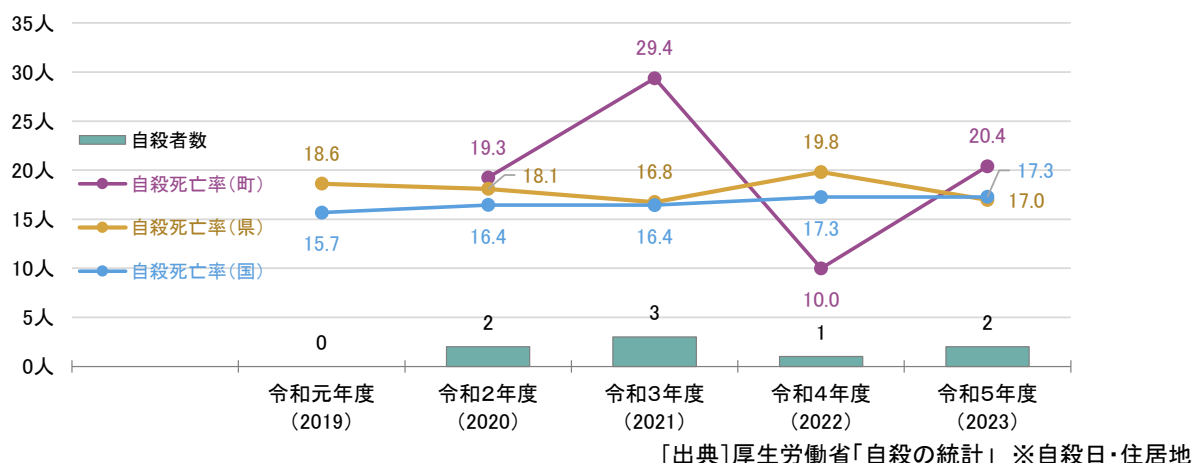
第3章 自殺対策計画の数値目標

国は、平成27年（2015年）の自殺死亡率を基準に、令和8年（2026年）までに、30%以上減らすことを目標として定めています。

本町では平成30年に計画を策定し、令和元年度より取組を実施してきました。その間自殺死亡率は、令和3年度に29.4と最も多くなりましたが、翌年の令和4年度には減少に転じたものの、令和5年には再び増加に転じています。

第2次計画においてもさらなる自殺対策の推進に向けて数値目標を設定せず、「自殺者ゼロを目指す」ことを目標としていきます。

図表 46: 自殺者数の推移(再掲)



＜計画の最終目標：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現＞

自殺者ゼロを目指す

資料編



長島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するにあたり、長島町として目指す福祉のまちづくりにおける統一的な目標を掲げ、必要な施策を総合的に捉え直し、地域の方々をはじめとする民間の福祉の担い手と行政の協働による地域福祉を総合的かつ計画的な推進を図るため、長島町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、計画の案を作成し、町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関し必要な事項
- (2) その他計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 高齢者福祉団体関係者
- (3) 障害福祉団体関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

長島町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	番号	機 関 等 名	肩書	氏 名	
第3条第2項(1) 社会福祉関係者	1	長島町社会福祉協議会	事務局長	牧 一弘	◎
	2	長島町民生委員児童委員協議会	会長	川田 幸則	
第3条第2項(2) 高齢者福祉関係者	3	長島町老人クラブ連合会	会長	古田 一博	○
	4	社会福祉法人 東長会 特別養護老人ホーム 桃源郷	園長	濱田 照幸	
第3条第2項(3) 障がい福祉関係者	5	特定非営利活動法人 長島福祉作業所ぽんぽこ村	理事長	大堂 和枝	
	6	長島町身体障害者連絡協議会	理事	森枝 速人	
第3条第2項(4) 保健・医療関係者	7	合同会社ケアサークル長島 ナガシマ訪問看護ステーション	代表社員	赤瀬 和寿	
	8	まんま助産院	代表	福山 寿美	
第3条第2項(5) 児童福祉関係者	9	長島町 PTA 連絡協議会	会長	上田 穂積	
	10	学校法人うずしお学園 風の杜こども園	理事長	久保 祐紀	
第3条第2項(6) 町長が必要と認める者	11	長島町自治公民館連絡協議会	会長	小川 武男	
	12	阿久根警察署鷹巣駐在所	巡査長	郡山 翔	

◎…会長、○…副会長

用語解説

アルファベット

D V

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある者から行われる暴力や虐待を指す。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な支配や虐待も含む。被害者の保護および加害者への対応は、法律や支援機関によって行われることが多い。

I C T

情報通信技術。情報および通信に関する技術を指し、インターネットやモバイル通信、クラウドコンピューティングなどが含まれる。行政では業務効率化や住民向けのサービスの向上のために活用されることが多い。

N P O

特定非営利活動法人。営利を目的とせず、社会貢献を目指す活動を行う団体。地域福祉、環境保護、教育、文化など多様な分野で活動しており、社会的課題の解決を目指す。NPO 法人は、法人格を持ち、定款に基づいた運営を行い、寄付や会費などを資金源として活動している。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で人々が交流や情報共有を行うためのオンラインサービスを指す。代表的な例として、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram などが挙げられる。行政においては広報や市民との意見交換に利用されることがある。

U J I ターン

地方への移住形態を表す用語で、都市部から地方へ移住する「Uターン」、地方出身者が一度都市部で生活した後に他の地方へ移住する「Jターン」、都市部出身者が地方へ移住する「Iターン」の総称。地域活性化や人口減少対策の一環として注目されている。

あ行

アウトリーチ

手を伸ばすという意味の英語から派生したことで、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。医

療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。

アクセシビリティ

高齢者や障がいのある人を含むすべての人が、情報やサービス、施設を支障なく利用できる状態を指す。行政においては、バリアフリー化やウェブサイトの利用性向上がその一環として推進されている。

医療的ケア児

日常生活において、人工呼吸器の使用や経管栄養などの医療的なケアを必要とする子どもを指す。医療や福祉、教育の分野で支援が求められ、保護者や支援者への負担軽減が重要な課題とされる。

か行

介護ロボット

介護現場で利用されるロボット技術を活用した機器を指す。移動支援、見守り、排泄支援など、介護者や高齢者の負担軽減を目的として開発されている。高齢化社会における人手不足解消や質の高い介護の実現に寄与すると期待されている。

かかりつけ医

患者が日常的な健康管理や軽度の病気に際して、継続的に相談や診療を受ける医師を指す。必要に応じて専門医や医療機関への紹介を行う役割も担う。地域医療の重要な担い手とされている。

基幹相談支援センター

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。

虐待

身体的、精神的、性的な暴力や不適切な扱いにより、相手に痛みや恐怖、傷害を与える行為を指す。特に子どもや高齢者、障がい者に対する虐待は深刻で、身体的暴力だけでなく、精神的虐待、ネグレクト（育児放棄）なども含まれる。虐待を防止するための法律や支援機関が設置されている。

矯正施設

刑事施設の一種で、罪を犯した者に対して更生教育や職業訓練を行う施設を指す。再犯防止を目的

とし、受刑者が社会復帰するための支援を行う。主に刑務所、少年院などが含まれる。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

検挙

犯罪が発生した際、警察が犯人を逮捕することを指す。犯人の特定や証拠の収集が行われ、その後、起訴や処罰に繋がる手続きが進められる。

更生保護女性会

更生保護活動を行う女性の団体で、主に社会復帰を目指す保護観察中の女性や前科を持つ女性に対し、生活支援や心理的支援を提供する。地域社会との連携を強化し、再犯防止を目指す活動を行っている。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合を示す指標。高齢化社会の進行を把握するために使用され、社会保障や医療、福祉政策の課題を明確にするために重要なデータとされている。

国立社会保障・人口問題研究所

日本の社会保障や人口問題に関する調査・研究を行う機関で、厚生労働省の外局として運営されている。人口動態、少子化対策、高齢化問題などに関するデータを収集・分析し、政策提言を行う。

子ども食堂

地域の子どもたちに無料または低価格で食事を提供する施設や活動。家庭の事情で十分な食事が取れない子どもたちを支援し、地域コミュニティの交流の場としても機能している。

さ行

再犯

過去に犯罪を犯した者が、その後に再度犯罪を犯すことを指す。再犯防止のため、矯正施設での更生プログラムや社会復帰後の支援が重要とされている。

支え合いマップ

地域住民や団体が提供する支援サービスやリソースを地図上に示し、困っている人々が利用できる支援を容易に見つけられるようにしたもの。高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援などの情

報が含まれ、地域コミュニティの助け合いを促進する。

自主防災組織

地域住民が自らの安全を確保するために設立する防災活動の団体。災害発生時における避難誘導や初期消火、情報提供などを行い、地域全体での防災力向上を目指す。

社会的孤立

社会とのつながりが乏しく、孤立した状態にあることを指す。高齢者や障がい者、低所得者層などが特に影響を受けやすく、精神的な健康問題や生活の困難が生じる可能性がある。

社会福祉協議会

地域住民や福祉関係者が連携して、地域福祉の向上を目的に活動する団体。地域の福祉サービスの調整や、ボランティア活動の推進、困窮者支援などを行い、社会的弱者の支援に寄与している。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の予防、青少年の健全育成を目的とした運動で、地域社会全体で犯罪のない明るい社会を作ることを目指す。地域住民、学校、行政、警察などが協力し、啓発活動や支援を行う。

周産期医療

妊娠 22 週から出生後 7 日までの期間に関わる医療を指す。母体と新生児の健康を守るため、妊娠中の管理や出産時、産後のケアが行われ、特にリスクの高い妊婦や新生児に対して高度な医療が提供される。

障害者権利擁護センター

障がい者の権利を守るため、法的支援や相談、権利擁護に関する啓発活動を行う施設。障がい者が社会参加するための支援を提供し、差別や虐待の防止に向けた取組を進めている。長島町では長島町障害者虐待防止センターに設置している。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業支援や生活支援を行う施設で、仕事探しや職場定着のサポート、日常生活における支援を提供する。就業に必要なスキル向上や社会参加を促進し、障がい者の自立支援を目指す。

少子高齢化

出生率の低下と高齢化の進行によって、人口構成が少子化と高齢化が同時に進行する現象を指す。労働力人口の減少や社会保障制度の負担増加など、経済や社会に多くの影響を及ぼしている。

情報モラル

インターネットやデジタル技術を利用する際に求められる倫理的な行動やルールを指す。個人情報

報の保護や他者の権利を尊重し、ネット上での誹謗中傷や不正行為を避けることが重要とされる。

シルバー人材センター

労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。1986年（昭和61）の高齢者雇用安定法によって法制化された。

新型コロナウイルス感染症

COVID-19。2019年（令和元年）12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルスによる感染症。発熱、咳、呼吸困難などの症状を引き起こし、重症化すると肺炎や多臓器不全を引き起こすことがある。2020年（令和2年）以降、世界的なパンデミックが発生し、感染拡大防止のために社会的距離の確保、マスクの着用、ワクチン接種などが推奨されている。

スクールカウンセラー

学校において、学生の心理的な支援を行う専門職。生徒の相談に応じ、ストレスや対人関係の問題、学業の悩みなどに対応する。また、教育現場での支援や教員への助言も行い、学校全体の心理的な健康を支える。

スクールソーシャルワーカー

学校内で、生徒やその家庭の社会的な問題に対して支援を行う専門職。家庭環境や経済的な困難、虐待などの問題に対応し、適切な支援機関への連携や調整を行う。生徒の学業や心身の健康をサポートするために、教師や保護者と連携する。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者が自立した生活を送れるよう支援するための制度。主に、生活相談、就労支援、家計の見直し支援、社会的孤立の解消などを通じて、困窮者の生活安定を目指す。支援を通じて自立を促進し、社会復帰を支援する。

生活支援コーディネーター

高齢者や障害者、生活困窮者などの支援が必要な人々に対して、地域の福祉サービスや医療機関、支援団体を調整・紹介する役割を担う専門職。個々のニーズに応じて支援を組み合わせ、社会的孤立を防ぐための支援体制を整える。

生活保護

生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するための公的支援制度。収入や資産が一定基準を下回る人々に対し、現金給付や医療費支援、住宅扶助などが提供される。自立支援を目的として、就労支援や生活指導も行われる。

制度の狭間

社会保障や福祉制度において、特定の支援を受けられる対象外となる人々や、必要な支援が不足している状況を指す。制度の範囲外にいるため、支援を受けることができず、生活が困難な状況に置かれることがある。

成年後見制度

判断能力が不十分な成人に対し、その権利を守るために後見人を選任し、財産管理や契約の締結などをサポートする制度。主に高齢者や障害者が対象で、後見人は家庭裁判所の監督を受けながら支援を行う。

セーフティネット

社会的・経済的な困難に直面した人々を支えるための社会保障や支援制度のこと。失業、病気、障がい、貧困などのリスクから市民を守るために設けられており、公共の支援や民間の支援団体が重要な役割を果たす。

セクシュアルハラスメント

職場や学校などで、相手が嫌がる性的な言動や行動を強制することを指す。身体的接触や不適切な発言、性的な要求などが含まれ、被害者の尊厳や職場環境に悪影響を与える。

た行

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用の防止を目的とした啓発活動で、薬物の使用や購入を絶対にしないというメッセージを広めるための運動。学校や地域での教育活動を通じて、薬物の危険性を伝え、若者を中心に薬物乱用の予防を図る。

地域共生社会

高齢者や障がい者、子どもなどが地域社会の中で互いに支え合い、共に生活できる社会の実現を目指す考え方。すべての人がその人らしい生活を送り、地域全体で共に生きることを重視した社会モデルで、地域福祉や多様な支援の仕組みが強化される。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けることができるよう、医療、介護、福祉、予防、住まいなどのサービスを一体的に提供する仕組み。地域住民や自治体が協力し、支援体制を構築することで、高齢者が孤立せず安心して生活できる社会を目指す。

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活するための総合的な支援を行う施設で、介護予防、生活支援、権利擁護などのサービスを提供する。地域住民や関係機関と連携し、高齢者の自立支援や健康維持、生活支援を行い、地域の福祉力を高める役割を担う。

な行

難病相談・支援センター

難病患者とその家族に対して、病気に関する情報提供や相談支援を行う施設。医療、福祉、生活支援に関するアドバイスを提供し、患者が安心して療養できる環境づくりをサポートする。地域ごとに設置され、難病患者の生活の質向上を目指す。

認知症サポーター

認知症の人々やその家族を支援するために、認知症について基本的な知識を学び、地域で実践的なサポートを行う市民のこと。認知症サポーター養成講座を受講することで、地域社会における理解促進と支援体制強化に貢献する。

認知症疾患医療センター

認知症の診断や治療、介護支援を専門的に行う医療機関で、認知症患者とその家族に対して、包括的な医療・福祉サービスを提供する。地域の医療機関と連携し、早期診断や適切な治療、ケアの方法についてサポートを行う。

は行

パーキングパーミット制度

身体障がい者や高齢者など、移動に支障がある人々に対して、特定の駐車場に優先的に駐車できる許可証（パーキングパーミット）を交付する制度。これにより、公共施設や商業施設の近くに駐車でき、利便性が向上する。

バリアフリー

高齢者や障がい者を含むすべての人々が、社会の中で平等に生活できるように、物理的・社会的な障壁を取り除くことを指す。物理的なバリアフリーには、段差の解消や車椅子対応の設備の整備が含まれ、心のバリアフリーには、偏見や差別をなくすための意識改革や理解促進が含まれる。

パワーハラスメント

職場において、上司や同僚が権限を不適切に行使し、部下や同僚に対して精神的、身体的に有害な行動をすることを指す。これには、暴言や過剰な

仕事の強制、無視や差別的な扱いなどが含まれ、職場の環境を悪化させる原因となる。

ひきこもり

社会的な接触を避け、自宅に閉じこもり続ける状態を指す。主に、就学や就業をしない若者や成人に見られ、長期間にわたって外部との交流を避けることが特徴。心理的な要因や家庭環境が影響することが多く、支援が必要とされる。

フードバンク

食料が不足している人々に無償で食料を提供する活動や施設。企業や個人から寄付された食品を集め、生活困窮者や福祉施設などに配布する仕組みで、食料廃棄の削減と社会的支援を同時に進めることを目的とする。

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、身体的・精神的な障がいがある人々が周囲に配慮を求めるための目印となるマーク。公共の場で困っている時に周囲に理解を求めるために着用することができる。またヘルプカードは、障がいの種類や支援が必要な内容を記載したカードで、必要なサポートを周囲に伝えるために携帯することができる。これらは、障がい者が社会参加しやすくなるための支援ツールとなっている。

保護司

刑務所からの出所者や社会復帰を支援するため、地域で監督・指導を行うボランティア。保護司は、出所者が社会に適応できるように支援し、再犯防止や社会復帰を促す役割を担っている。また、福祉や就労支援などの面でも助言を行う。

ボランティア

自発的な意思で報酬を受け取らずに社会貢献活動を行う人々を指す。福祉、環境保護、災害支援、教育など様々な分野で活動しており、地域や社会の課題解決に貢献する。ボランティアは、個人や団体が社会的責任を果たす手段として重要な役割を果たす。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の福祉向上を目的としたボランティアで、民生委員は高齢者や障がい者などの生活支援を、児童委員は子どもや家庭の福祉を担当する。地域住民の相談に応じ、必要な支援や福祉サービスを提供し、地域の福祉環境を改善する役割を担う。

や行

ヤングケアラー

家族や親が病気、障がい、高齢などの理由で介護が必要な場合に、子どもや若者がその介護を担うことを指す。学業や社会生活に支障をきたすことがあり、心身の負担が大きいため、適切な支援が求められる。

要介護（要支援）認定者

介護が必要な状態にあると認定された人々を指す。要介護認定は、身体的または精神的な状態に基づき、介護や支援がどの程度必要かを評価するもので、要介護はより高い支援を必要とする状態、要支援は軽度の支援が必要な状態を意味する。介護保険制度に基づいてサービスを受けることができる。

ら行

老人クラブ

高齢者が地域社会で活動するための団体で、健康維持や社会参加を目的とした活動を行う。趣味やスポーツ、ボランティア活動などを通じて、孤立を防ぎ、心身の健康を促進する役割を担う。また、地域のつながりを深めるための重要な機会となる。